5 国内調査

5-1 目的

本事業は特に、我が国の事業者が調査対象の木材生産国(フィリピン、タイ、エクアドル、ブラジル、ラオス)から木材・木材製品を輸入する際に合法性の確認/確保をすることを効率的に実施することを目的としている。このため調査対象国における調査とあわせ、この5カ国から木材・木材製品を実際に輸入している事業者が、具体的にどのような木材・木材製品を輸入し、その合法性の確認を図っているかについて調査し、調査対象国での調査の参考とした。

5-2 方法

本調査は日本木材輸入協会専務理事の岡田清隆氏と日本製紙連合会常務理事/林業経済研究所フェロー研究員の上河潔氏の多大な協力を頂いた。両氏からは、5カ国から輸入する事業者とその輸入状況、各国の調査ポイントなどについての情報提供を受けた。

また日本木材輸入協会および日本製紙連合会の会員である 17 事業者、およびその他の 事業者に対し、電話またはアンケートによって、以下の項目について質問した。

- (1) 日本に輸入している木材・木材製品の種類
- (2) その原料(各国の国産材、第三国からの輸入材の加工品、天然木、植林木など)
- (3) 合法性の確認の有無、その方法
- (4) 対象国から合法性を確認する上で困難に感じている点
- (5) 本調査事業への要望
- (6) クリーンウッドナビへの要望

5-3 結果

5 - 3 - 1

回答を得た各国からの事業者数、輸入している木材・木材製品、合法性確保の手段は以下のとおりであった。

	回答のあった事業者数	輸	入している木材・木材製品
フィリピン	木材:2 社(1社は現在は	•	フィリピン産植林木(コンセッション
	取り扱っていない)		からのものなど)
	住宅建設:1社	•	フィリピン産天然木
		•	マレーシア産植林木
		•	住宅建具(原料はすべて輸入品、認証
			材や各国の合法材を使用)

タイ	木材:3社(うち1社は現	■ ゴム材(王立森林局からの原産地証明)
	在は取り扱っていない)	■ 欧州材の加工品(現在は取り扱い停止)
	紙・パルプ:1社	■ 製紙用植林木チップ(認証材)
エクアドル	紙・パルプ:2社	■ 製紙用植林木チップ(認証材)
ブラジル	木材:4社	天然木加工材(輸送許可証の確認等に
	紙・パルプ:4社	よる DD)
		■ 植林木集成材(認証材)
		■ 植林木のマツ材 (認証材)
		■ 製紙用植林木チップ(認証材)
ラオス	現地植林:1社(現在は売	なし
	却済みであった)	

5-3-2 対象国から合法性を確認する上で困難に感じている点

対象国から合法性を確認する上で困難に感じている点としては以下が挙げられた。

フィリピン

- 政府からの書類の発行が遅い
- 第三国から木材を輸入する場合、国によっては合法証明となり得る認証や証明書が ない。違法ではなくとも合法証明書の入手が困難。

ブラジル

● 自社で合法性の確認調査を定期的に行うにしても、対象国が地理的に遠く、輸入量が限られている場合は後回しになりがちである。

5-3-3 本調査事業への要望

本調査事業への要望としては以下の点が挙げられた。

フィリピン

- これまでのところフィリピンから合法性証明を取ってはいないため、どのような制度があるのか教えてもらえるとありがたい。
- 合法性に関する書類は中小企業に対しても発行されるのか

ブラジル

- 現地の大手パルプ・製紙メーカーが、どのように原料を調達しているのか、EU 木 材規則(EUTR)にどう対応しているのか、また EU や米国が木材製品輸入の際に、 実際に何を確認しているか知ることは重要。
- 当該樹種における産地での植林状況や伐採量に対する自然生産量の割合など、持続 性の担保に関する調査、情報が欲しい

エクアドル

● 現地政府には植林に関する統計資料(樹種別の植林面積・植栽年度や資源量)の整備を希望したい。

5-3-4 クリーンウッドナビへの要望

クリーンウッドナビへの要望としては以下の点が挙げられた。

ブラジル

- 広葉樹 (IPA や AMAPA) について FSC 認証材の状況について情報があるとありが たい
- 当社は森林認証に頼りきっていることもあり、ブラジルの森林法や伐採手続きなど、 法令も含めた具体的な内容まで踏み込んだ知見を持ち合わせていないが、森林認証 材ではない一般の木材の合法性についてはそれぞれの調達者が独自に調査を行う 必要があるため、クリーンウッドナビのような確認するべき模範はたいへん参考に なると考える。

全般

- 事業者に対し、どの程度のデュー・ディリジェンスをしたら合法材として認められるのかなどの判断の基準を示してほしい。
- 政府としては難しいかもしれないが、リスク評価をし、国と樹種毎に合法性リスク (高い・低い)を示してほしい。NGOもその様に主張している(三段階評価)。そ の様な情報が国から提供されれば、自然に産地転換、樹種転換が進むと予想する
- 合法性を評価する仕組みを示してほしい。企業名を伏せて模範例を紹介してもいい のではないか。

5-3-5 生産国調査へのインプット

本調査で得た情報は、各国における合法性関連情報の調査の際に参考にした。現地調査を開始する前に、各国の調査を担当するコンサルタントに伝え、その調査内容に合法性確認に関する日本の事業者にとって有用な情報や、日本の事業者が輸入している木材・木材製品とその原料がカバーされるように努めた。

6 調査委員会

調査委員会は、林野庁、国内外の学識経験者、日本の対象国からの木材、木材製品の輸入を行う木材関連事業者、環境 NGO 等の委員 6 名により構成し、既往の情報を整理、調査の項目、手法、成果のとりまとめ方法を含む調査設計及び現地調査の結果、取りまとめ方法についての助言、支援を行った。

本事業の調査委員を林野庁事業担当者と協議の上、下記のメンバーに依頼した。

- 永田信氏 東京大学名誉教授/大日本山林会副会長
- 立花敏氏 筑波大学准教授
- 岡田清隆氏 日本木材輸入協会専務理事
- 上河潔氏 林業経済研究所フェロー研究員
- 森田一行氏 全国木材組合連合会常務理事
- 三柴淳一氏 FoE Japan 理事

6-1 第一回調査委員会

第一回調査委員会を平成30年5月17日にTKP新橋カンファレンスセンターにて開催し、本事業の進め方について委員からのコメントをいただき、議論した。以下議事録を収録する。

議事1 事務局挨拶

- 今回、本事業を国際熱帯木材機関(ITTO)で実施させていただくこととなった。
- クリーンウッド・ナビへの掲載情報の作成を通じて、クリーンウッド法の実施、適切な熱帯木 材貿易に貢献させていただく所存。

議事 2 林野庁挨拶

- 昨年5月にクリーンウッド法が施行され、木材等を取り扱う木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うことを規定しているところ。そのために必要な情報提供を行うことが国の責務とされており、「クリーンウッド・ナビ」を開設。
- これまでの調査を通じ、現在、クリーンウッド・ナビには生産国 14 カ国の違法伐採対策に関する情報を掲載しているところ。当面の目標として、木材輸入相手国の上位 30 ヵ国を掲載したい。
- 今回の事業は平成29年度補正予算によるもので、ITTOには国際機関としての情報ネットワークを活用し、熱帯地域の国々を中心として生産国の木材流通の状況や、伐採、貿易に関する法令等の情報収集をお願いしたい。委員の皆様には忌憚のない意見をお願いしたい。

議事3 委員他紹介(略)

議事 4 座長選任

永田東京大学名誉教授を推薦する声あり、座長に選出。

議事 5-1 クリーンウッド・ナビの掲載内容について

- <林野庁>本事業の調査内容は、資料2の仕様書の2(2)②ア~ウのとおりであり、その結果をクリーンウッド・ナビに反映させることとなる。クリーンウッド・ナビには林野庁 HP の分野別情報(キーワード)から入ることができる。「国別情報」には、資料1のインドネシアの例のように、木材生産・流通の状況や、関連法令の概要や条文仮訳、運用状況などを掲載。国により掲載情報にはバラつきがあり、随時更新して内容の充実を図っている。今週も新たに追加した情報があって、法令の英語仮訳等を追加したところ。
- <委員>現在、登録木材関連事業者のリストは、登録実施機関のホームページにいかないと見られず一覧性がないので、林野庁で一覧表を整理して掲載してほしい。各国情報の他にも、腐敗認識指数や米国レイシー法、EUTRなどの情報にリンクがあると良い。
- <林野庁>登録木材関連事業者の登録が始まって約半年経過したところであり、5 の登録実施機関がそれぞれのホームページで登録事業者のリストを公表しているが、一覧表をクリーンウッド・ナビに掲載するべく調整中である。ご指摘あったような合法性の確認に資する情報も掲載し内容を充実させたいが、国が提供するものであり、客観的な事実を基本とした情報を掲載する考え。
- <委員>問合せ先として掲載している電話番号はどこのものか。
- <林野庁>左側の「制度に関すること」は林野庁木材利用課、右側の「掲載情報に関すること」は 問合わせ窓口業務の受託者である。林野庁の別事業により、本サイトのページ作成、問合 せ窓口業務を委託している。

議事 5-2 本調査事業の実施(各国コンサル等)について

<事務局>(資料 2~4 により、事業内容(資料 2、資料 3 の 1)、事業責任者(資料 3 の 2-1)、 調査実施者(案)(資料 3 の 2-2)、事業実施スケジュール(資料 4)を説明。)

議事 5-3 質疑

- <委員>日本国内の調査実施者は、何を調査するのか。
- <事務局>資料3の「国内調査」の項のとおり、調査対象国について、海外調査からの情報を得ながら、当該国の木材等を輸入している事業への聞き取り等を行い、とりまとめを行う。
- 〈委員〉資料の中に、フィリピン以外の国からは、チップの輸入が多いという記載があったと思うが、フィリピンからの輸入実績数のかなりの分量がある事業者の委託加工貿易によるもの。フィリピン原産木材に由来しない製材を行っている。フィリピンでは、針葉樹材、日本材や南方系の合板も含め様々な原産国の木材が加工されている。一方で、フィリピン原産の木材由来製品も少ないが存在しており、そういった製品を輸入している業者はフィリピン国内の伐採に関する情報を必要としている。以上の状況も念頭に入れ、調査を行うべき。
- <委員>製紙業界では、ラオス、ブラジルで植林事業を行っている事業者がある。彼らから情報を 得られると思う。
- <委員>同意見。ベトナムは木材加工国であり、8割が輸入材。対象の5カ国を調査する際に、輸入と輸出の両方の実態を踏まえて調査する理解でいいか。ラオス材がベトナムに出て日本に入っているケースがある。そういった情報を調査してもらえたら、ありがたい。

- <委員>ラオス材がベトナムで加工され家具として日本に輸入されている。
- <委員>タイはチップを日本に直接輸出。また、2017年の統計では、世界から中国への木材製品輸出で、タイはロシア・カナダに次ぐ第3位の輸出国だが、中国で消費されているかは疑問。家具などに加工され日欧米などに再輸出されているのではないか。日本の事業者が困っているのは、中国から輸入するタイ産木材由来の製品について、中国の業者に問い合わせても、合法性確認のすべがないこと。タイではこうなっている、というのをこの調査で調べて、日本の事業者が中国の取引相手にタイからこういう書類を貰えるはずだ、などと聞けるようになればよい。
- <事務局>ITTO としてはグリーンサプライチェーンを推進することとしており、中国とセミナー の開催を準備している。委員のご意見は良い参考となる。
- <委員>伐採許可書をはじめ、流通過程のどこでどういう書類が出てくるのかが可視化されれば、 木材輸入業界、製紙業界に有益ではないか。
- <事務局>クリーンウッド・ナビにすでに掲載されている中で、一連の書類が掲載されている場合 あり。そのように情報を収集したい。
- <委員>法令や証明書類のみならず、デューディリジェンスやリスク評価に関する情報も重要。各国で生産している木材でワシントン条約の規制対象となっている樹種についての情報も掲載してほしい。
- <林野庁>様々な情報をどこまで掲載するかは要検討だが、ワシントン条約については、今週の更新時に「その他の情報」に概要を追加しており、経産省や条約事務局の HP にもリンクを張ったところ。また、昨年度実施した調査の報告書や結果報告会の資料も見られるようにする予定。腐敗認識指数などを直接掲載しないにしても、事業者の参考となる HP へのリンクを追加していく考え。
- <委員>関連の文献が収集できたとしても、国や地方によって制度が運用されていない場合がある 旨、業者から聞いている。ベトナム、中国などでも、規定の書類があっても現場の担当者 がこれを知らない場合あり。行政に聞いても制度が変わったと言われたりする。実態がど うなのかといったところまで調べてもらえるとありがたい。
- <林野庁>国内調査からのアプローチも有効ではないか。国内業者からの聞き取りをした上で、各国に聞くということもできる。どこにギャップがあるのか明らかにできるとよい。
- <委員>日本での調査では、団体のみならず個別事業者にも聞き取りをすべき。また、各国の調査対象で言及されている環境 NGO もできるだけローカルなものに聞き取りしていただきたい。
- <事務局>そのようにしたい。
- 〈委員〉クリーンウッド法の施行をうけて、各事業者は、各国の制度について調べ始めており、例えばベトナムの合法性証明制度がどうなっているかなどデューディリジェンスの初歩にあたることを勉強している。制度運用の実態は、相手国政府に対する調査よりも、各輸入業者に聞いた方が分かる場合があるのではないか。輸入協会の会員企業を紹介することは可能。ラオス、タイについてはあまり情報がないかもしれないが、北米をマーケットにしているブラジルは FSC など認証の活用が進んでおり、業者に情報がある可能性あり。
- <委員>対象国調査の内容に、FSC、PEFC などの認証、FLEGT-VPA の動向についても加えるべき。

- <委員>認証については是非加えるとよい。
- <委員>タイも PEFC 認証の仕組みを作ろうとしており、近々、日本の SGEC について勉強する ため関係者が来日することになっている。その際に聞き取りできるかもしれない。
- <事務局>国内の調査者については、最終的な選定と契約後に委員のみなさんに電子メールで連絡 させてもらうことでよろしいか。(委員了解)
- <委員>森林伐採の合法性のみならず、コンセッションや伐採権、アブラヤシへの用途転換など森林の大規模開発に関する法令も調べるべき。大規模開発からの木材生産が相当割合を占める国もあるので、これが合法なものか確認するための情報も重要。ラオスではゴムのための森林開発あり。
- <林野庁>クリーンウッド・ナビを利用する事業者が必要としている情報にフォーカスすることが必要。各国コンサルタントへの調査内容の伝え方も日本国内での調査内容の趣旨が理解できるよう工夫することが重要。
- <委員>昨年度実施された調査は、2つの事業者が共同実施していたが、両者の調査視点が異なっているところがあった。一者は違法リスクがどこにありそうかという視点でまとめられていて、事業者に有用だと思われた。今年度は、日本森林技術協会が同様の調査を欧州地域で実施しており、本調査と情報を共有するとともに、調査の視点などを揃えるとよいのではないか。
- <委員>できるだけ2つの調査事業が整合して進むべき。欧州地域の調査委員会に ITTO からもオブザーバー参加するのが適当ではないか。
- <事務局>了解。林野庁と相談し連携して調査を進めるよう努めたい。
- 〈委員〉1 つの国でも、リスクの高い木材と低い木材が混在している場合がある。例えば、ブラジル南部のタエダマツはリスクが低いが、アマゾンの天然木はリスクが高い。ラオスのラオスマツとゴムノキもリスクが異なる。クリーンウッド法では両方同じ扱いだが、リスクの低いものにまでデューディリジェンスに労力を割く必要はなく、リスクの高いものに注力すればよい。また、国としては高リスクでも、製品の中には低リスクのものもある。メリハリある対応をすることが、違法伐採対策の目的を達成することになる。昨年度の調査では、ベトナムの日系製材所などを輸入協会から聞取り先として紹介し、有益な現地調査となったと思う。
- <委員>調査結果は、リスクに関する情報も含め、報告書にまとめられ、報告書がクリーンウッド・ ナビに載ることになるのか。
- <林野庁>その想定である。委員が言及されたベトナムの調査では、制度が改正された後も、古い 通達に基づく書類を今でも使っている実態が明らかになった。
- <委員>フィリピンは木材輸出国ではあるがそれ程木材生産はしていない。ブラジルは大きな国で あり、地域によって状況が異なる。調査ではこのような視点も重要。
- <委員>ブラジルは EUTR を有する EU やレイシー法を有する米国向けに木材輸出を行っているので、具体的にどのように対応しているかを調査すべき。
- <委員>調査結果についての報告会はあるのか。
- <事務局>資料4にあるように、10月下旬を予定。
- <委員>国内のアンケート調査はどのように行うのか。
- <事務局>国内の輸入事業者等から、対象国の林業、林産業における違法伐採対策、木材、木材製

品の合法性証明の課題について、アンケートや聞き取りといった手法により調査を実施。 <委員>コンサルタントは2回日本に来ることになるのか。

- <事務局>事業の趣旨、調査方法等について理解・共有するために開始時に1回、報告会の1回で、 計2回を予定している。
- <林野庁>対面のミーティングの重要性は理解するが、コンサルタントは海外に住んでいることもあり、対面のミーティングに加えオンラインでのミーティングを最初に行ってもよいのではないか。

議事 5-4 次回委員会について

<事務局>資料4にあるように、第2回委員会は10月上旬に行いたい。

6-2 第二回調査委員会

第二回調査委員会を平成30年10月11日に(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)東京サステイナビリティフォーラムにて開催し、これまでの事業の進捗と今後の作業について委員からのコメントをいただき、議論した。以下議事録を収録する。

議事 1 事務局挨拶

本事業をITTO に委託して頂き、林野庁に感謝申し上げる。誠に残念なことに事業責任者が6月に亡くなられた。ITTO は体制を強化し事業を進めていく所存である。本日の委員会では、国内調査と対象国5か国の調査について、第1回委員会以降の進捗を報告する。対象国のうち、フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドルは、既にコンサルタントが中間報告書を作成した。ラオスに関しては、政府機関や民間企業とのコンタクトの困難さから開始が遅れたが、現在は調査を進めている。皆様から事業に対するフィードバックを頂きたい。

議事2 出席者紹介(略)

議事3 事業に関する報告

議事 3-1 第1回調査委員会以降の事業計画の変更及びその進捗概要

- <委員>生産量や貿易量などは何年ぐらい遡って分析をしているか?
- <事務局>10-20 年間程度遡っている。すでに廃された法規に関しても現在の状況に影響している 可能性があるため、調査対象としている。
- <委員>伐採後の再造林に関する法律も確認しているか?
- <事務局>確認内容に含まれる。
- <委員>各国調査においては、NGO も訪問しているのか?
- <事務局>訪問している。事前にコンサルタントが予定訪問先を我々に報告し、必要があれば訪問 先の追加を指示している。

議事 3-2 国内調査報告

- <委員>「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」では、どの国において合法性確認が難しい か質問するのか?木材製品の加工度によって困難さが異なると思われる。
- <林野庁>実際に事業者から回答が得られるだろうか。
- 〈委員〉輸入協会の全事業者は無理だと考える。回答が得られるのは、一部の大手企業からのみであろう。こうした情報は回答したくない企業もある。限られた企業が調査の趣旨を理解してくれる程度で、難易度は高い。また多くの木材製品は 2, 3 ヶ国を介した複雑なサプライチェーンを通じて作られており、原産地までトレースするのは非常に困難である。フィリピンの他、マレーシア製品でも自国産材でないケースがある。多くの企業は分からないとしか回答できないのではないか。不完全なデータしか得られない可能性が高い。
- <委員>クリーンウッド・ナビで提供されるべき情報は何か。現在提供されている情報は各国で伐 採されている木材の合法性に関する情報がメインで、第三国からの輸入材に関する情報は 乏しい。

- <林野庁>現在のクリーンウッド・ナビで提供している情報は、ファーストステップだと理解して頂きたい。まずは各国の法制度について把握する必要がある。法制度の実効状況、ビジネス構造が重要であることは理解している。リスク情報の事例だけでは、その国の全体像の把握が難しくなるので、全体像を把握することが大切だと考えている。また、加工国のサプライチェーンの複雑性も考慮し、できうる限りの情報を追加したいとは考えている。ただし、今回の事業では、限られた予算と時間で出来るだけ情報を集めているという状況であることを理解頂きたい。
- <事務局>各国の調査では第三国からの輸入材の情報も収集している。途上国では、クリーンウッド・ナビのような情報制度はなく、デュー・ディリジェンスはされていないので、第三国からの輸入材の合法性確認は非常に難しい。インドネシアをはじめ、この点は、FLEGT-VPAにおいても大きな懸念になっている。生産国のデュー・ディリジェンスに向けてITTOは取り組みを進めている。この課題は本事業の次のステップではないだろうか。
- <委員>クリーンウッド法で対象とされるのは HS コードの 44 に限定されるのか?HS コードの どれがクリーンウッド法の対象になっているのか?
- <林野庁>HS コードの分類には対応していない。
- <委員>「事業者全体のアンケート調査」は次のステップでよいのではないか。本事業の対象5カ 国からの輸入については、主な輸入木材製品がHSの「その他建材」になっているものが 多く、それが何であるか明らかになればありがたい。特にフィリピンについては、ほとん どが「その他建材」になっている。
- <事務局>その情報は企業にとっては、機密扱いになるのかもしれない。「対象 5 カ国に関する聞き取り調査」では、どのような製品を輸入しているかを事業者に対して質問をしている。 「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」は、合法証明についてどの国が難しいか質問する。
- <委員>それに関しては情報がある。どの国から何を日本が輸入し、そのうち何割が合法証明木材となっているか、そして合法証明の根拠について輸入協会で把握している。その情報は共有することはできる。個別の企業に聞いても、積極的には教えてくれないであろう。アンケート調査を行っても、優秀な企業のみが回答し、バイアスがかかるであろう。
- <委員>「対象 5 カ国に関する国内聞き取り調査」についてはこのまま進めて頂き、「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」については輸入協会と相談して頂きたい。
- <委員>国内調査結果は公開しないとあるが、この調査は何のために行うのか?
- <事務局>事前に国内企業にインタビューし、各国調査を行うコンサルに情報提供を行い、ニーズに即した情報収集を行ってもらうためである。クリーンウッド・ナビ上で国内調査の結果を公開することはない。
- <林野庁>実際の輸入品目を把握できれば、各国でより効果的な調査が実施できる。
- <委員>「対象 5 カ国に関する国内聞き取り調査」はその通りだ。「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」は、今後のクリーンウッド・ナビの情報提供設計のために役立つ。その実施については検討が必要だ。

議事 3-3-1 フィリピン

<委員>日本の木材をフィリピンでプレカットし、再輸入しているものは合法性の問題が無いので

はないか?

- <事務局>工場内で他の国からの輸入材と分別管理されているかが重要である。
- <委員>フィリピン国産材の情報が大事なのは、フィリピン産の材をベトナムなどで加工して日本に輸出しているケースがあるためで、これらについてはフィリピンの合法証明を確認する必要がある。また第三国からフィリピンへの輸入材に関しては、工場で分別管理がされているかが重要である。
- <林野庁>フィリピンにおける FLEGT-VPA に向けた動きはあるのか?
- <事務局>フィリピン環境天然資源省は協議を進めたいようだが、外務省が交渉に入ることをストップしたと聞いている。
- <委員>現地調査では、第三国からの輸入材のフィリピン国内での流通状況についても調査したのか。
- <事務局>努力はしているが、統計情報が少なく、状況を把握することが難しい。
- <委員>加工貿易という特徴があるが、まずはフィリピン産木材の合法性を中心に調査するのが良いであろう。

議事 3-3-2 タイ

- <事務局>タイ政府では、ゴムの木は農作物の扱いをしている。老木を製材すると木材になる。ITTOは、農作物ではなく木材として取り扱うよう政府に働きかけているが、難しい状況である。輸入統計も整備されておらず、書類すらなくミャンマー、ラオス、カンボジアなどからただ木材を持ち込んでいるという場合もある。タイの調査は、フィリピンを担当するコンサルタントが担当しているが、フィリピンに比べて関連情報、文書が出てこずに時間がかかっている状況だ。
- <委員>「6.その他」に様々な自主的な制度とあるが、どういう機関が作った制度なのか
- <事務局>業界団体などが自主的に制度を構築している。
- <委員>そうした情報を報告書にまとめて頂きたい。
- <委員>タイのゴム製材の最大の輸入国は中国である。中国は本事業の対象ではないが、中国経由 でゴム材が日本に輸入されている可能性もあるだろう。中国経由の材についても考慮する 必要がある。
- <委員>林野庁に伺いたい。ゴムの合法性証明は必要なのか?
- <林野庁>ゴムが木材利用のために植栽・伐採されたのであれば必要だ。樹液採取後の廃材であればリサイクル材であり、クリーンウッド法の対象外となる。
- <委員>樹液目的で植栽されても、人手不足等から採取されないまま伐採される場合もある。樹液 が採取されたかどうかで材を判断することは、実情にそぐわないのではないだろうか。
- <林野庁>法律上クリーンウッド法の対象となるかどうかは、廃棄されたかどうかで判断される。
- <事務局>タイについては、ゴムの問題もあるが、隣国から輸入される材や天然林材により焦点を 当てるべきではないだろうか。
- <委員>現状を明らかにすることを方針にして頂きたい。

議事 3-3-3 ブラジル

<委員>植林地の森林認証取得の割合はどうなのか?

- <事務局>プランテーションでは 7~8 割程が認証林である。現地調査で訪問した企業は、周辺の 農家と契約造林を行い、木材を買い取っているが、その際の合法証明についても情報収集 した。
- <林野庁>天然林材の合法証明システムの実施状況はどうか?
- <事務局>インベントリーや輸送許可証における水増しなどの虚偽情報が存在すると聞いた。木材加工の際の歩留まりは一律35%として計算されているが、製材所ごとの値を求めて精度を上げようとしている。実施のレベルは事業者と州政府の能力により地域毎に差がある。また州によってシステムがやや異なる。今回訪問したマト・グロッソ州のように、国のSINAFLORとは別の独自のシステムを用いている州もある。違法伐採の例としては、マナウスで河川運搬されている際の検査により見つかったことが報告されている。
- <事務局>植林木はよく管理されている。ペルー、ボリビアからの違法伐採材の流入がある。ブラジルは広い国のため、一回の調査で全体像を把握するのは難しい。今後も情報を更新していくことが重要だろう。

議事 3-3-4 エクアドル

- < 林野庁>産業用造林拡大が主要政策とあるが、劣化した天然林を造林するという方針なのか、または非森林地に植林するという方針なのか確認して頂きたい。
- <事務局>ペルー、コロンビアではITTOはコカ栽培地への再植林プロジェクトを実施している。
- <委員>産業造林にともなう土地転換の合法性について調べて頂きたい。

議事 3-3-5 ラオス

- <委員>ラオスでは開発コンセッションから生産される木材が問題であった。FLEGT-VPA 交渉においてもその扱いが検討されるであろうが、開発コンセッションからの木材を追跡・見分けることができるのか。そうした視点で報告書をまとめて頂きたい。
- <事務局>それは、現状の制度についてか、それとも FLEGT が構築された後の状況を意味するのか。現状で追跡できるかどうか、コンサルタントに調査するよう伝えているが、ラオスの天然林材から作られた製品の合法性を示すことは難しいと報告を受けている。
- <委員>報告書では、天然林材の追跡が現時点では難しいのであれば、そのように記載していただきたい。
- <委員>なぜラオスが今回の調査対象国になったのか?輸入貿易額の上位 30 位に入っているのか?
- <林野庁>HS44 類全体の貿易額を基にしており、上位30位内にラオスが入っていた。ただし、品目としては炭の輸入が多いためであれば、そのことが示せればよいと考えている。
- <事務局>炭は基本的に植林コンセッションから生産されている。
- <事務局>炭、ゴムはクリーンウッド法の対象外だが、報告書に含めるべきか?
- <林野庁>詳細は必要ないが、報告書で簡易に述べて頂ければよい。
- <事務局>ラオスはアジア地域の最貧国で、ラオス材の合法性証明は難しいと言わざるを得ない。 VPA 交渉の進捗も非常に遅い。
- <委員>開発コンセッションからの木材は特に難しい。またラオスでは政府と人民革命党で方針が 異なることがあるので注意が必要である。

- <委員>VPA プロセスにある国が調査対象になっているので、プロセスの進捗状況を整理してほしい。
- <委員>VPA 交渉に入るにも国会審議など、正式な手続きが必要になる。現在どの段階なのか明らかにして頂きたい。
- <委員>まずは、合法性証明が難しいことが明らかになれば良い。エクアドルについても、VPA プロセスの現状を明らかにして頂きたい。

議事4 次回委員会と今後の予定

<事務局>委員会のコメントを反映させて調査を進める所存である。次回委員会は 12 月を予定している。

議事5 その他

- <委員>ITTO は途上国から信頼されている。この調査を通じて、日本のクリーンウッド法について相手国政府に伝えて頂きたい。
- <事務局>本事業においても、ラオスでの調査のために政府(2省庁)から許可を得る必要があり、 クリーンウッド法の説明を行った。
- <事務局>ブラジルの現地調査では担当政府機関にクリーンウッド法の説明を行った。
- <林野庁>クリーンウッド・ナビでクリーンウッド法の英語版などを公開している。
- <オブザーバー>ここ3年間、同様の調査事業を行ってきた。これまで調査した国には、中国などの加工国も含まれる。輸入相手国上位30カ国の木材需給構造には大きく変動がある。例えばルーマニアからウクライナへのシフト、ラオスからカンボジアへのシフトなどがある。調査では、それぞれの国の国産材に焦点を当てるべきだが、今後、実際の原産国はどこなのかを明らかにすることを観点に入れると発展性のある調査になりうる。

6-3 第三回調査委員会

第3回調査委員会を平成31年2月4日に(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)東京サステイナビリティフォーラムにて開催し、事業の進捗と結果のとりまとめについて委員からのコメントをいただき、議論した。以下議事録を収録する。

議事 1 事務局挨拶

- 本事業をITTO に委託して頂き、林野庁に感謝申し上げる。本日の委員会では、順調に実施される本事業の対象国5カ国の調査結果について報告する。
- 3月8日には、本事業の成果報告会を開催する。参加者の皆様から事業に対するフィードバックを頂きたい。委員の皆様には、本事業の実施に貢献して頂き、感謝申し上げる

議事2 出席者紹介(略)

議事3事業に関する報告

議事 3-1 第 2 回調査委員会以降の進捗概要

質疑なし

議事 3-2 国内調査報告

- <委員>国内調査と対象国における調査・報告書作成のプロセスの関係性はどうなっているのか?
- <事務局>国内調査は8月から実施しており、調査で得た情報は随時現地コンサルタントに共有しており、調査に反映されている。引き続き実施した国内調査で重要なものについては、それ以降もコンサルタントに共有してきた。ITTO/IGES が最終的な報告書作成を行うが、そのまとめ方にも反映する。
- <事務局>例えば、国内調査によってサプライチェーンの透明性の向上に関心を持つ事業者もいることが分かったので、クリーンウッド法の対象外であっても、ゴム材(廃材扱い)の取り扱いは、関連情報について言及するよう考えている。
- <委員>国内調査結果のとりまとめについて伺いたい。
- < 本野庁>第一回目の委員会にて出た話だが、国内調査で得た情報を、事前に各国調査を行うコンサルに伝え、ニーズに即した情報収集を行うことが目的である。クリーンウッド・ナビ上で国内調査の結果を公開することはない。

議事4 熱帯地域5ヵ国における情報収集結果

議事 4-1 フィリピン

- <委員>農民植林が多いとのことだが、その樹種、用途、土地所有形態について伺いたい。
- <事務局>ミンダナオではファルカタが中心であり、製紙会社による苗木の配布によるものとのことであるが、伐期等は不明、現地調査で確認予定である。基本的には私有地における植林であるとの情報を得ているが、国有林の中にあるのか等についても、今後確認したい。
- <委員>CENRO の役割について伺いたい。丸太、製材、チップ等すべての木材製品は CENRO から輸出許可が必要なのか、それとも特定の木材のみなのか?輸出許可証があれば CENRO

が許可しているとみなせるのか?現状、事業者は原産地証明で対応しているが、これは合法性を示す上で有効な方法なのか、関税局が発行する原産地証明は CENRO が発行する輸出許可証と関連しているのか伺いたい。事業者に対して、合法性証明のために一番信頼できる書類は何かという情報は重要である。調査では、どのような書類があるか示すだけでなく、事業者の立場でどうするべきかを明確にしてほしい。

- <事務局>輸入木材の場合は、合法性確認はなされていない。CENRO の輸出許可と関税局の原産 地証明の関係については、2 月の現地調査で明らかにしたい。
- <林野庁>国内調査で、日本の事業者はフィリピン材にどのように対応しているのか、情報は得られたか?
- <事務局>わからないので何もしていないという事業者と、認証材をカナダからフィリピンに輸入 し、現地で加工しているという事業者が存在した。
- <林野庁>フィリピンは中国からの輸入が多いようなので、輸入材については問題があり得ることが考えられる。取りまとめる際には、適切に条件わけをして記述してほしい。クリーンウッド法は、HS コードによる分類と明確に対応しているわけではないので、HS コードで記述するのは避けてほしい。
- <事務局>報告書では、フィリピン国産材については、伐採時点までの合法性確認が取りやすいが、 第三国からの輸入材については難しいと記述を修正する。
- <委員>報告書では、トレーサビリティは担保できるのかということについて、第三者の立場で正直に記載してほしい。どこまでわかっていて、どこまでわかっていないのかを明記してほしい。

議事 4-2) タイ

- <林野庁>リスク情報については、それを誰が述べているのか、主語を明確にするべき。木材合法性証明システム(TLAS)が必要というのは、誰の考えなのか?
- <委員>:許可証をたどって、サプライチェーンを本当にたどれるのか?
- <事務局>木材加工工場では、量のみしか記録されていないことから、その工場が複数の木材供給源を取り扱う場合には、たどることが出来ないと考える。ゴム、ユーカリ材については全くたどることはできない。森林認証はトレーサビリティの課題に対処するために使われていると考える。
- <事務局>クリーンウッド法で求められる生産地の特定は、「タイ」という国名のみでもよいとみなすのか?
- <林野庁>その通りだ。
- <林野庁>夜間にはチェックポイントが機能していないとのことだが、制限樹種が夜間に輸送された場合には、輸送許可が発行されていない状況となるのか?
- <事務局>制限樹種については、輸送前に輸送許可証の取得が必要である。

議事 4-3 ブラジル

<委員>ブラジルから日本への輸出は、紙パルプ業界関連が多いが、フローリング・ウッドデッキ等に使用されるイペは注目すべきと考える。オンラインシステム(SINAFLOR)は輸入業者もアクセス可能なのか?

<事務局>確認する。

- <事務局>ブラジルやその他の国にも当てはまるリスクに、政権交代が挙げられる。ブラジルでは 政権が変わり、アマゾンの森林モニタリング関連部署の人員削減が行われている。前政権 ではイペの CITES 登録申請を予定していたが、新政府ではその計画は実施しないと考え られる。クリーンウッド・ナビ上で、各国情報の更新を行うことが重要だと考える。
- <オブザーバー>最近のニュースでは、天然林私有地の土地証券登録(CAR)を担当する地方政府による情報の不正操作が指摘されていた。データの改ざんを防ぐために、ブロックチェーンを使ったシステムの構築について報告があった。SINAFLOR について、中級 CAR と国家システムはどうやって一元管理されているのか?同じ情報源なのか、異なる情報源が使用されているのか?
- <事務局>CAR は、視察を行ったマト・グロッソ州独自のオンラインシステム(SISFLORA)とはリンクしていると聞き取り調査で聞いた。天然林伐採の主要な2州(マトグロッソとパラ州)では、連邦政府とは別の州独自のシステムがあることを現地調査で確認している。国レベルの制度と整合性を図るべきだという意向は確認できたが、実際にどのように連携しているかはわからなかった。SINAFLOR は新しいシステムであるため、その運用状況については把握できなかった。ブラジルの木材合法性については、今後の SINAFLOR の実施状況の理解が重要だと思われる。

議事 4-4 エクアドルとラオス

エクアドルとラオスについては時間的都合上、報告のみ実施し、意見は後日メールにていただくこととした。

議事5 成果報告会について

質疑なし

議事6 閉会

<事務局>合法性の問題は複雑である。合法性確認の手続きだけでなく、ガバナンス全体の問題がかかわってくる。合法性確認ができないから取引をやめるというだけではなく、相手国の改善を支援するということも重要であることを強調したい。最後に、委員の皆様には、本事業の実施に貢献して頂き、感謝申し上げる。

7 事業者向け報告会

7-1 報告会概要

本事業において得られた情報についての事業者向け報告会を以下の日時、会場で行った。 本報告会は、ITTO(主催)とIGES(共催)が協力して開催した。

● 目的:

クリーンウッド法に基づき、木材関連事業者による合法性の確認などの取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する国からの情報提供を充実させる必要がある。このため本事業では日本への主要な木材輸出国のうち、フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオスについて調査を行った。本報告会は事業を通じて得られた情報を木材関連事業者に提供するために行った。

● 日時及び会場

日時: 平成31年3月8日(金)13:30~16:30

会場: TKP 虎ノ門駅前カンファレンスセンターホール 2A 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-4-3 NT 虎ノ門ビル 2F

● プログラム

n±.88	- 	+0 1/4 1/4	· · · ·
時間	項目	担当者	所属
13 時 00 分	受付開始		
13 時 30 分	開会		
13 時 40 分	林野庁挨	畑茂樹	林野庁林政部木材利用課貿易対策室室長
	拶		
13 時 50 分	趣旨説明	Steven Jonson	ITTO 林産物貿易・林産業担当次長
14 時 00 分	フィリピ	鮫島弘光	IGES 自然資源・生態系サービス領域
	ン		
14 時 25 分	タイ	鮫島弘光	IGES 自然資源・生態系サービス領域
14 時 50 分	エクアド	藤崎泰治	ITTO 森林経営部
	ル		
15 時 15 分	休憩		
15時25分	ブラジル	藤崎泰治	ITTO 森林経営部
15 時 50 分	ラオス	山ノ下麻木乃	IGES 自然資源・生態系サービス領域
16 時 15 分	質疑応答		
16 時 30 分	閉会		

7-2 参加者

参加者は以下のように合計 58 名であった。

● 一般参加者(民間企業、研究機関、NGO、在京大使館など): 54 名

● 林野庁、外務省、環境省からの参加者:12名

● 事務局 (ITTO、IGES): 11 名

なお、報告会では逐次/同時通訳を提供し、幅広い参加を可能とした。



報告会の様子

質疑応答では、フィリピンやエクアドルの発表に対して合法性を確認するための文書や制度の詳細の他、違法木材が混ざるリスクについて質問が行われた。またフィリピンについては、加工木材における合法性確認の困難さについてコメントがなされた。ラオスについては、合法な木材供給源やFLEGTの今後の予定に関連した質問が行われた。

7-3 別添資料

別添資料 1:報告会のチラシ別添資料 2:報告会発表資料



平成31年3月8日(金) 東京都港区虎ノ門

林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)」 調査結果報告会 ー フィリピン、タイ、ブラジル、 エクアドル、ラオス ー



日時: 平成31年3月8日(金)

13:00~13:30(受付)、13:30(開始)~16:30(閉会)

会場:TKP虎ノ門駅前カンファレンスセンターホール2A 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-4-3 NT虎ノ門ビル 2F https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-toranomon-ekimae/access/

国際熱帯木材機関(ITTO)は、林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)を受け、熱帯地域5カ国(フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス)において木材流通状況と合法性確認に係る法制度について情報を収集しました。本報告会では、各国の調査結果について報告いたします。

プログラム

13時00分 受付開始

13時30分 開会

13時40分 林野庁挨拶

13時50分 ITTO趣旨説明

14時00分 現地調査結果報告

14時00分~15時15分 フィリピン、タイ、エクアドルの

3カ国の報告

15時15分~15時25分 休憩

15時25分~16時15分 ブラジル、ラオスの2カ国の報告

16時15分~16時30分 質疑応答

16時30分 閉会

申し込み

事前申込制となります。参加ご希望の方は、 下記のオンラインフォームよりお申込みくだ さい。

https://req.qubo.jp/shudo/form/entry 申込者数が定員(120名)に達し次第、締め 切らせていただく場合がございます。

本報告会に関する問い合わせ 藤崎泰治(fujisaki@iges.or.jp)

主催 国際熱帯木材機関(ITTO)

共催 公益財団法人 地球環境戦略研究 機関(IGES)

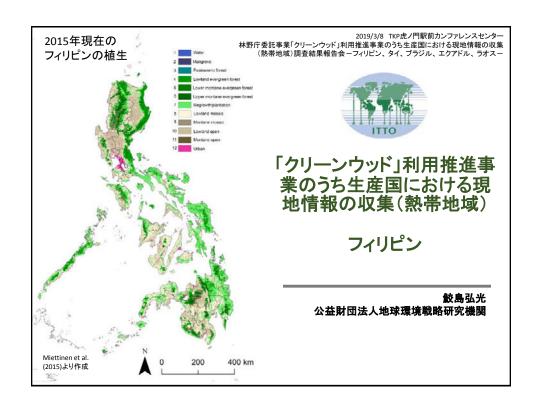


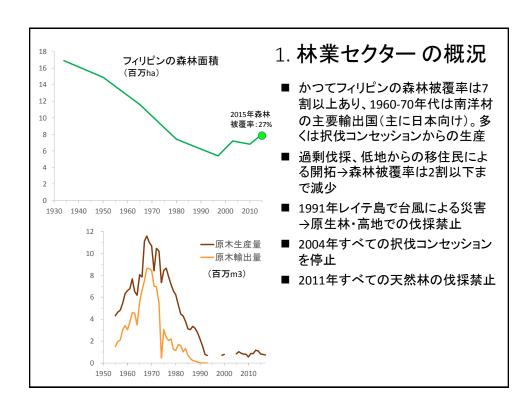


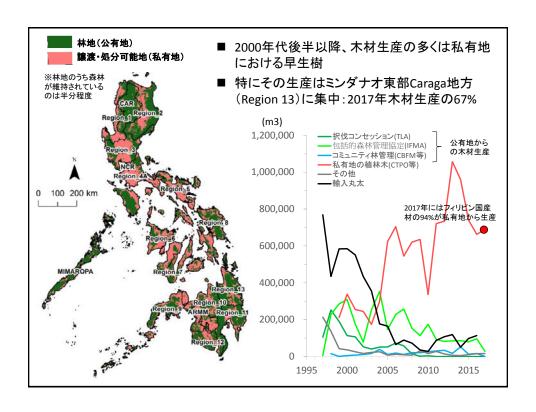
平成29年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)

主催:国際熱帯木材機関(ITTO) 共催:地球環境戦略研究機関(IGES)

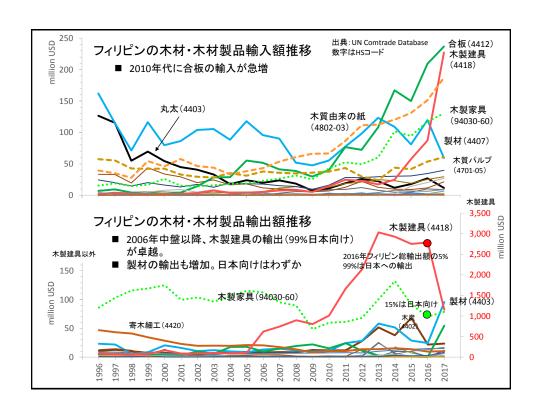
2019年3月8日

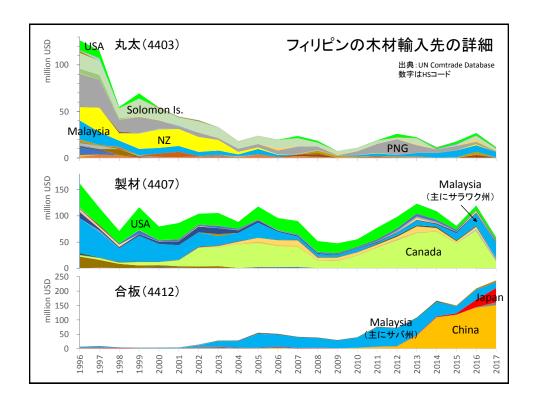












3. 森林資源の収穫に関する法律

環境天然資源省(DENR)

森林管理局(FMB)

環境天然資源省地方事務所

全国17地方

環境天然資源省州事務所(PENRO)

評価・監督 →

全国81州

環境天然資源省コミュニティ事務所(CENRO)

全国173事務所:4-10の市・町を管轄

許認可の審査

- 伐採に関する申請の受領、審査、現地調査、輸送許可発行
- 動送時の検査(チェックポイント)
- 木材加工工場許可証の申請を受領、審査
- 木材加工工場の監査
- 木材加工工場からの材木原産地証明を発行
- 輸入許可証、輸出許可証を発行

3. 森林資源の収穫に関する法律

土地使用権/伐採許可タイプと2017年生産量 (m³)

所有権	土地使用権/伐採許可のタイプ	天然木	植林木
公有地	包括的森林管理協定 (IFMA) 企業への25年間使用ライセンス 102ライセンス、合計727,983 ha (2017年)	2,252	26,032
	コミュニティ林管理協定 (CBFM) コミュニティへの25年間使用ライセンス 1,884ライセンス、1,615,598 ha (2017年)		258
私有地	植林地所有証明書 (CTPO) / 自己モニタリングフォーム(SFM) 確認証明書 (CV): CTPOを持っていない私有地からの輸送許可	36	688,329
	私有地木材許可書 (PLTP)	4	770
特別伐	深許可 開発などにともなう伐採(主に公有地)		2,543
その他	私有地の保護種を伐採するための 特別私有地木材伐採許可 (SPLTP)など	619	12,632
合計		2,912	730,563

かつては**木材伐採権協定 (TLA)**による択伐コンセッション(公有地)が主な木材供給源であったが、現在施業中のコンセッションは存在しない

公有地

種類	①包括的森林管理協定 (IFMA) 企業への25年間国有林使用ライセンス 主に植林プランテーション 伐採コンセッション(TLA)から転換されたものが多い		
森林管理 のための 要件	●環境影響評価または初期環境調査→環境適合認証書の取得(環境天然資源省が発行)● 25カ年包括的資源管理計画(環境天然資源省が承認)		
伐採許可	● 5ヵ年作業計画● 年次運用計画● 伐採予定木の100%インベントリー		
丸太輸送 許可	木材搬出許可 ◆ 木材原産地証明書 (CTO)(CENROが発行) ◆ 検数表(樹種と量)		

公有地

森林管理 のための ・ コミュニティ協議 ・ 土地の境界確定と調査 ・ 木のマーキング ・ DENR(コミュニティ、州、地方レベル)、住民組織、地方行政単位 その他ステークホルダーによる検証・承認 (伐採許可 ・ 5カ年作業計画 ・ 伐採予定木の100%インベントリー 大林搬出許可 ・ 木材・原産地証明書 ・ 木材・原産地証明書 ・ 木材・原産地証明書 ・ 木材・原産地証明書 ・ 木材・原産地証明書 ・ 木材・原産地証明書 ・ ・ 木材・原産地証明書 ・ ・ 木材・原産地証明書 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	種類	②コミュニティ林管理協定 (CBFM)	
● 伐採予定木の100%インベントリー 丸太輸送 木材搬出許可 本 木材原産地証明書	のための	 コミュニティ協議 土地の境界確定と調査 木のマーキング DENR(コミュニティ、州、地方レベル)、住民組織、地方行政単位 	
	伐採許可		
● 検数表(樹種と量)	丸太輸送 許可	● 木材原産地証明申請 (CTO)(CENROが発行)	

私有地

種類 ①植林地所有証明書 (CTPO) ● コミュニティ環境天然資源事務所から植林地所有証明書を取得 森林管理 • 土地所有権の証拠 のための 要件 申請者が植林地の正当な所有者であることを示すバランガイ長 (村長)から取得した証明書 ・ 植林地の写真 CENROスタッフが現地測量を行う 取得には一週間程度必要 ● 土地登記局において登記 ● 伐採許可を取得する必要はない 伐採許可 ● 伐採予定木をCENROに申請 ● 自己モニタリングフォーム(SMF) CENROが現地確認・承認 丸太輸送 許可 ● 検数表(樹種と量) 1日程度 ● 輸送契約書の写し



私有林

②植林地所有証明書 (CTPO)がない場合

伐採本数は10本以下の場合等 CENROスタッフが現地調査を行う

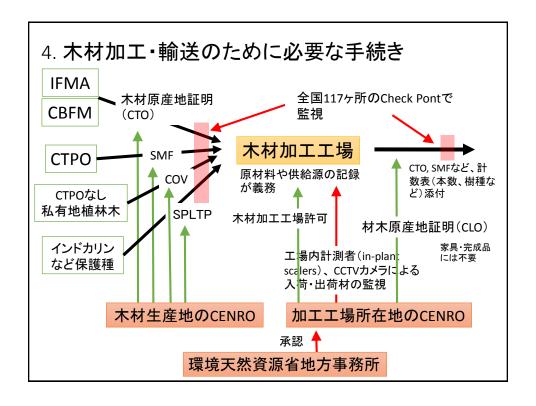
- 伐採許可証: CENROが発行
- 輸送確認証明書(COV): CENROが発行

③私有地木材許可証

● 私有地からの天然木伐採許可

4高級樹種

- インドカリン(Pterocarpus indicus)、ベンゲット松(Pinus keysia)などについては 特別私有地木材許可(SPLTP)取得が義務(CENROが発行)
- 輸送確認証明書(CENROが発行)



環境天然資源省コミュニティ事務所(CENRO)の例: Caraga地方



CENRO Bayugan(農村部)

- 4つのMonitoring Station/Assistance Center
- 1つのCheck Point
- 2木材加工工場を監督



CENRO Nasipit(都市部)

- 19木材加工工場を監督
 - In-plant scalerが毎日、木 材の入荷・出荷を監査
 - CCTVカメラで常時記録





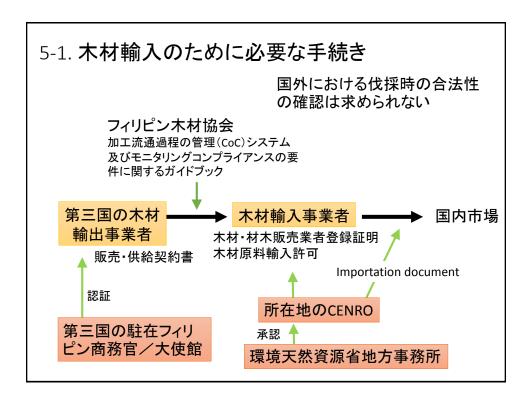


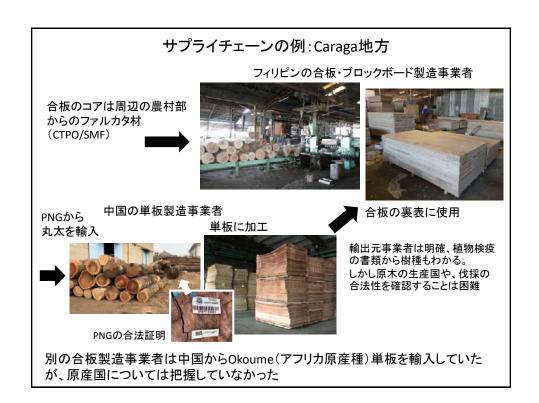
木材原産地証明書/材木原産地証明書 CENROによって毎月オンラインデータ ベースに入力される

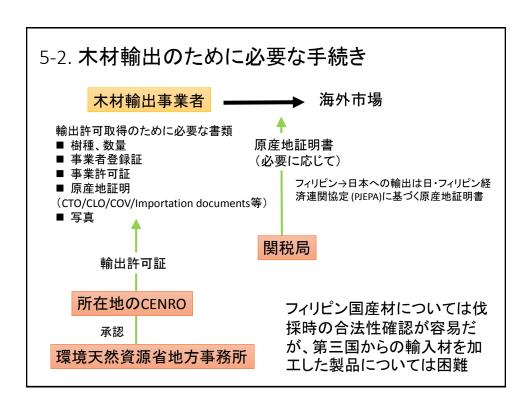
検数表(1本ごとの樹種とサイズ)

マニラの森林管理局(FMB)で 全国のデータを確認











輸出の際に法的に義務付けられている書類

文章名	詳細	発行当局
販売用インボイス	輸出された製品の詳細と約定価格	輸出業者
船荷証券	貨物の受領を確認	運送業者または貨物取扱業 者(または代理業者)
輸出許可書	認可輸出業者が要請された輸出手配を進めることができる。	環境天然資源省地方事務所
特別許可書	製品が植林地で育った高級材種(例: Pterocarpus indicus)から作られている場合、 当該製品の輸出に特別許可が与えられる。	環境天然資源省地方事務所
輸出承諾書及び輸出適合証明書	積荷の製品が、輸出許可書によって輸出を認 められた製品と合致していることを証明	環境天然資源省CENRO
植物検疫証明書 (BPIフォーム"Q" No. 11)	製品が植物検疫処置を受けたことを証明	植物産業局植物検疫サービ ス課(農業省)
梱包明細書	輸送された各クレート、ボックス、コンテナの 中身の詳細	輸出業者(CENROによる認可)
輸出申告書	輸出される品目・製品の詳細な申告書	輸出業者が関税局へ提出
積込許可書	輸出業者が積荷を船または航空機へ積み込むことができる。	関税局
原産地証明書(日本向け輸出の 場合は「JP原産地証明書」)	輸出される製品の原産地を証明	関税局

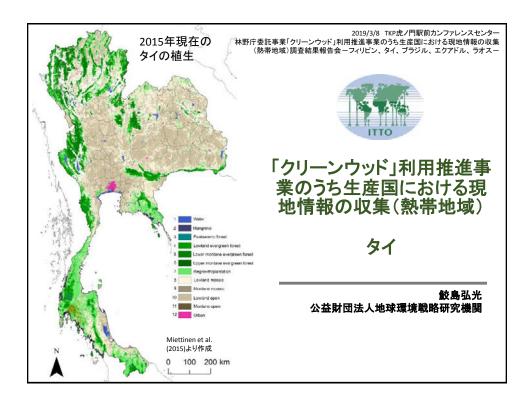
2つの書類が合法性に関連する

6. その他

- 現在フィリピン国内にFSC FM認証を取った森林は無い(USAID のプロジェクトで取得したコミュニティがあったが、更新せず)
- FSC CoC認証は10社が取得
- 国家森林認証システム(PEFCと相互認証の可能性)構築が検討されている
- 2019年に国会で持続的林業法 (Sustainable Forestry Act) が成立する可能性がある。
- 国レベルでの合法性第三者認証システム構築(TLAS)も検討されている
- 現在フィリピンで生産されている植林木の多くは外来樹種で、 天然林からの違法伐採材と区別しやすいが、将来的には在来 種植林木の供給も増えることが考えられる
- 木材輸出国ではないため、EUとのVPAには関心が薄い(2019年 森林管理局聞き取り)

まとめ

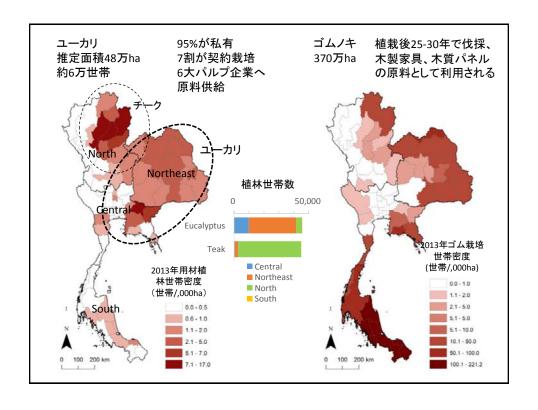
- フィリピンの木材合法性は、伐採、輸送、加工、輸出入など一貫して環境天然資源省コミュニティ事務所(CENRO)が窓口となっており、許認可データはオンライン管理されている。
- 国産材に関しては、伐採の行われた場所や許可の種類が明らかな書類が輸出段階まで添付されるので、合法性確認は比較的容易と考えられる
- 基本的に天然木は伐採が禁止されているため、フィリピン国 産天然木については適切な許可が取得されているか十分な 確認が必要
- 第三国からの輸入材については、伐採時の合法性情報など は要求されない。別途確認が必要



1. 林業セクター の概要

- ■森林法(1941年)によれば、私有権が与えられている土地以外の全ての土地は国有林地(Forest)で、森林法が適用される。現在2300万 ha(国土の45%)。
- 国有林地のうち1180万 ha (国有保存林1012万 ha + 保存林外 168万ha) は天然資源環境省王立森林局が管理責任を持つ
- ■国立公園(632万 ha)、野生動物保護区(373万 ha)などは天 然資源環境省国立公園・野生動物・植物保護局が管理責任 を持つ
- 国有林地外(=私有地)では住民によるユーカリ、ゴムノキ栽 培が行われており、現在のタイの主要な木材供給源となって いる。

- ■戦前からチーク、紫檀(rosewood)などの生産が盛んであった
- ■商業伐採や農地造成の結果、森林被覆率は50%(1960年代) →25%未満(1980年代半ば)
- ■1989年: 南部で森林の荒廃による洪水→天然林伐採完全停止
- ■1980年代以降:紙パルプ産業が成長。当初国有林地内に自社 プランテーションを造成しようとしたが、地域住民との紛争が相 次ぐ→住民の契約ユーカリ植林による原料調達に転換
- ■木製家具産業は1990年代に大きく再編、ほぼ完全にゴム材に 依存
- ■パーティクルボード、MDF等の製造もゴム材に依存
- ■2015年現在の森林被覆は1640万 ha(森林被覆率32%)。うち ユーカリやゴムなどのプランテーションは399万 ha



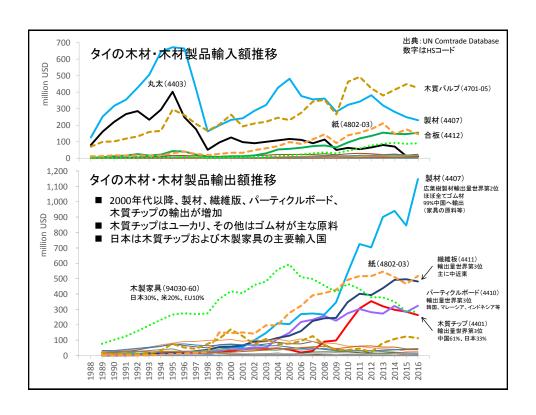
2. 木材・木材製品生産・貿易の概要

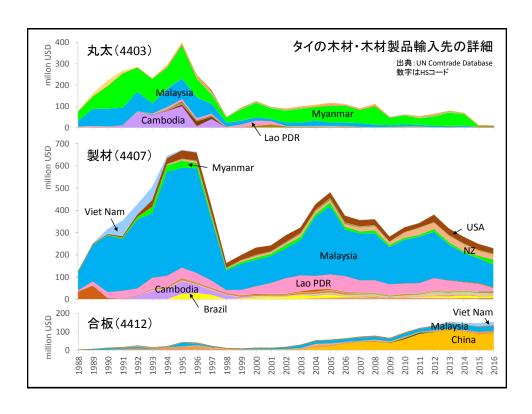
- 現在のタイで生産されている主な木材は、私有地で栽培されているゴムの廃材、ユーカリ
- 90年代は木材輸入量が多かったが、近年は国内での木材 生産量(主にゴム、ユーカリ)が輸入量を大きく上回る

2015年木材·木材製品生産量、消費量、輸出入量

製品(単位)	国内生産量	輸入量	国内消費量	輸出量
産業用丸太 (1,000 m3)	14,600	184	14,771	13
製材(1,000 m3)	2,850	684	1,234	2,301
木質パネル (1,000 m3)	5,400	184	1,451	4,113
木質パルプ (1,000 ton)	927	631	1,386	172
紙及び板紙(1,000 ton)	4,829	1,002	4,953	879
木炭 (1,000 ton)	1,449	127	1,538	37
木質チップ (1,000 ton)		52		43,984

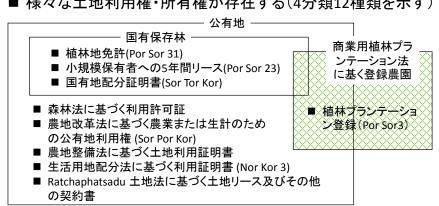
(FAO 2018)





3. 森林資源の収穫に関する法律

- 公有地の中には多くの住民が住んでいる(2000-2500万人)
- 様々な土地利用権・所有権が存在する(4分類12種類を示す)



私有地

- 土地法に基づく自由土地所有権証書 (Nor Sor 4, Nor Sor 4 Kor, Nor Sor 4 Khor, Nor Sor 4 Ngor 及び Nor Sor 4 Chor)
- 土地法に基づく利用証明書 (Nor Sor 3, Nor Sor 3 Kor, Nor Sor 3 Khor)
- 土地法に基づき発行された優先買取権証書 (Nor Sor 2)

3. 森林資源の収穫に関する法律

種類	国有保存林内における植林、伐採、移動許可
土地保有 権の種類	 ■ 植林地免許(Por Sor 31):最長30年間リース ■ 小規模保有者への5年間リース権(Por Sor 23) ■ 国有地配分証明書(Sor Tor Kor):5年間リースこれらの権利は譲渡・売却できない
森林管理 のための 要件	年次管理計画、年次管理報告(Por Sor 32) の王立森林局への提出義務(Por Sor 31保有者のみが必要)
伐採許可	全ての樹種の木材に関し、王立森林局から伐採許可証(Por Sor 2) を取得 ←樹種、サイズなどの申請が必要
丸太輸送 許可	王立森林局から移動許可証/輸送証明書を取得

3. 森林資源の収穫に関する法律

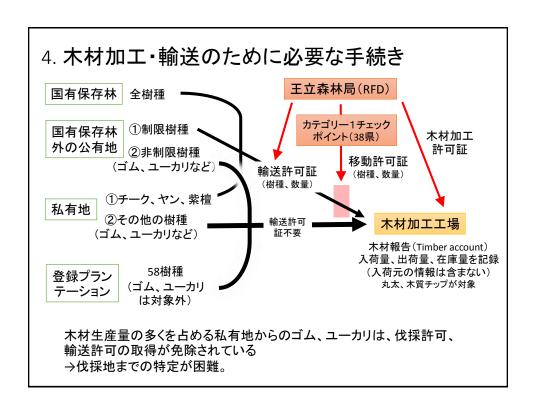
種類	国有保存林外の公有地における植林、伐採、移動許可
土地保有権の種類	 ■ 森林法に基づく利用許可証 ■ 農地改革法に基づく農業または生計のための公有地利用権 (Sor Por Kor) ■ 農地整備法に基づく土地利用証明書 ■ 生活用地配分法に基づく利用証明書 (Nor Kor 3利用証書および Kor Sor Nor 5共同組合地利用証書) ■ Ratchaphatsadu土地法に基づく土地リース及びその他の契約書 これらの権利は譲渡・売却できない
森林管理	なし
伐採許可	①制限樹種(カテゴリーA 158種、カテゴリーB 13種):森林局の許可が必要 ②非制限樹種(ゴムノキ、ユーカリなど):不要
丸太輸送 許可	①制限樹種:輸送前に王立森林局から移動許可証/輸送証明書を取得 ②非制限樹種:輸送中に王立森林局チェックポイントで取得

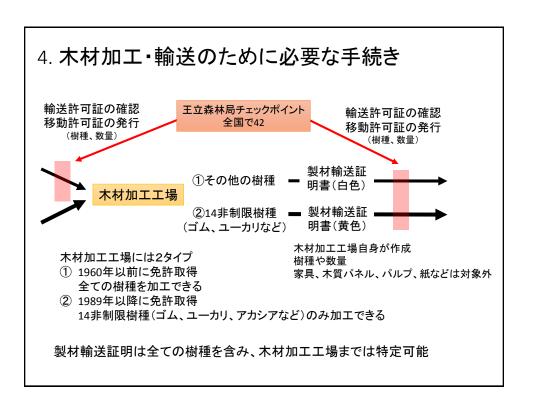
3. 森林資源の収穫に関する法律

種類	私有地
土地保有 権の種類	■ 土地法にもとづく自由土地所有権証書(Nor Sor 4, Nor Sor 4 Kor, Nor Sor 4 Khor, Nor Sor 4 Nor Sor 4 Chor) ■ 土地法に基づく利用証明書(Nor Sor 3, Nor Sor 3 Kor, Nor Sor 3 Khor) ■ 土地法に基づき発行された優先買取権証書(Nor Sor 2)
森林管理	なし
伐採許可	①チーク、ヤン、紫檀: 王立森林局から伐採許可取得 ②チーク、ヤン、紫檀以外(ゴム、ユーカリなど): 不要
丸太輸送 許可	①チーク、ヤン、紫檀: 王立森林局から輸送許可証取得 ②チーク、ヤン、紫檀以外: 不要

3. 森林資源の収穫に関する法律

種類	商業用植林プランテーション法に基づく登録プランテーション ※58樹種(タイの在来種:チークと紫檀は含むが、ゴムやユーカリは 含まない)の植林地が対象
土地保有 権の種類	植林プランテーション登録(Por Sor 3)
森林管理	
伐採許可	伐採証明書/伐採通知書(Sor Por 13)
丸太輸送 許可	 輸送許可は必要ない 植林プランテーション木材梱包リスト(Sor Por 15)の承認が必要 一樹種、サイズなどの申請が必要 材にスタンプを押すための印鑑登録(Sor Por 8)、印鑑証明書 (Sor Por 9)が必要







5-1. 木材輸入のために必要な手続き

- 輸入に関し、原産地証明を要求するが、合法性の保証を必要としない
- 合法性は輸出国における合法性システムに依存している
- 輸入した木材はチェックポイントで輸送許可証を取得

5-2. 木材輸出のために必要な手続き

- 対外貿易局より輸出許可証
 - この取得のため以下の書類が必要
 - 王立森林局からの輸出許可証、移動/輸送許可証など
 - 王立森林局からの制限木材製品証明書(制限樹種で作られた木材製品、家具)
 - 農業局からの保護樹種輸出許可証(ワシントン条約記載種)
- チークは森林産業機構(FIO)が生産した植林材のみ輸出を許可

輸出の際に法的に義務付けられている書類

書類名	説明	発行機関
輸出許可証	あらゆる樹種の丸太、製材、木 炭の輸出に必要	対外貿易局
輸出許可証	木材製品の輸出を認可する	王立森林局
私有地からの木炭証明書	私有地で生産された木炭の輸 出の認可	王立森林局
制限木材製品証明書	制限樹種から作られた家具や 木材製品に対して発行される	王立森林局
売上請求書	輸出製品及び合意額の詳細	輸出者
船荷証券	出荷のための貨物の受領確認	配達業者または貨物取扱業者(あ るいはその代理人)
梱包リスト	出荷される各クレート、箱、コン テナの内容物の詳細説明	輸出者あるいは代理人
植物検疫証明書	製品が無病及び/または植物検疫処置をうけたことの証明	DOA、農業·協同組合省
ワシントン条約/保全樹種輸 出許可証認証(該当する場合)	必要に応じて、ワシントン条約 にリストされた樹木種及び派生 物の輸出を促進する	DOA(ワシントン条約にリストされた 木材樹種に関して王立森林局と協 議して)
輸出申告書(税関書式 101 または101/1)	輸出品目及び製品の詳細申告	輸出者により税関に提出
原産地証明(輸入国から要求 あるいは輸出者から請求され た場合)	輸出品の原産国を確認	対外貿易局

6. その他

- FSC FM認証: 19 (84,216 ha) 森林産業機構のチーク林、小農栽培のゴム(グループ)、ユーカリの認証取得が進められている。
- 国レベルの認証(PEFCメンバー):国の基準のドラフトはできている。早ければ2019年から実施
- タイでは特に住民が私有地で植林したゴム、ユーカリの生産・ 輸送に関しての規制や情報がほとんど存在しない。トレーサビ リティを確保するための自主的な制度が構築されつつある。

例: E-Tree online database, 自己宣言アプローチ(Tree Bankプログラムを介したものなど)

■ 2013年より、EUとのVPA交渉、技術支援を受けている タイ政府は現在、紫檀など高価値樹種の植林を推奨しているが、 天然林からの違法伐採材が混合されないためには第三者合法性 証明システム(TLAS)の確立が必要との意見もある

リスク情報(新聞報道、聞き取り調査結果による)

- 紫檀・沈香、チーク
- 違法に伐採され、海外のマーケットへ密輸出
- タイ国内で違法伐採されたチークが密輸出され、タイに輸入されて「合法材」となる事例も存在(現在は減少)

■ ゴム

- 国立公園などの中に違法にゴム農園が造成される事例
- 本来は違法な、利用権の譲渡・売却された公有地内での植 林の事例
- タイ政府は違法植林、伐採の取締りに積極的
- シャムローズウッド違法伐採及び取引防止地域協議会を何度も主催。周辺国とも連携して取り締まり強化
- 2017年には2,279件の違法開墾、3,014件の違法伐採·加工 を摘発

まとめ

- タイの主な木材生産は私有地からのゴム、ユーカリ材であるが、これらは伐採許可、輸送許可が免除されており、伐採地まで遡ることができない。
- ※必要とする場合は王立森林局に特別の申請、または森林認証などを活用
- 製材の出所は製材輸送許可証によって木材加工工場までは 溯ることが可能である。木製家具や木質パネルは対象外
- チークや紫檀などは伐採許可、輸送許可に厳密な手続き
- 第三国からの輸入材については、伐採時の合法性情報など は要求されない。別途確認が必要





「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)

エクアドル

藤崎泰治 国際熱帯木材機関(ITTO)

2019年3月8日

INTERNATIONAL TROPICAL TIMBER ORGANIZATION (ITTO)





アウトライン

- 1. エクアドルの概況
- 2. 木材の伐採
- 3. 木材の加工・輸送
- 4. 木材の輸出
- 5. リスク関連情報
- 6. まとめ

1. エクアドルの概況

1

1-1) 森林資源

• 森林被覆率:50.5%

• 天然林:12.5百万(99.4%);

植林地:14.5万ha(1.6%)

国家森林プランテーション・ インセンティブプログラムに よる人工林の増加

• 森林所有権:公有(38.8%); 私有(5.9%);不明(55.3%)

• 森林減少率:0.6%(1990~ 2015年)

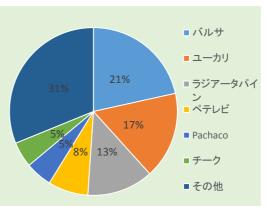


エクアドルの森林植生分布(STCP, 2018)

1-2) 林業セクター概要



- 主要な商業用樹種:バルサ、 ユーカリ、マツ等
- バルサ:国際市場の90%を供給
- ベニヤ・木質ボード生産、バルサ材加工、木質チップとパレット生産(パルプと紙生産能力は低い)
- 木材製品輸入>輸出:パルプ と紙の輸入(総額の85.8%)
- アマゾン地域からの木材は国 内市場(約120樹種が取引)



樹種毎の伐採量の内訳 (STCP 2018)

1-3) 主要な商業用樹種・伐採量・目的



エクアドルの主要な商業用樹種、伐採量と目的(2017年)

樹種	俗名	伐採量(m³)	主な用途/目的
Ochroma pyramidale	バルサ	794,359. 45	輸出
Eucalyptus globulus	ユーカリ	619,243. 35	輸出(木材チップ)、燃材、建設用
Pine radiata	ラジアータマツ	470,493. 80	合板、家具、建設用
Cordia alliodora	Laurel	284,644. 57	OSB, 木材パレット、家具
Schizolobium parahybum	Pachaco	188,986. 82	建設用、木材パレット
Tectona grandis	チーク	181,915. 43	輸出
Pollalesta discolor	Pigue	132,948. 35	木箱、木材パレット、建設用
Brosimum utile	Sande	66,247. 84	合板
Trichospermum spp	Pichango	61,772. 54	建設用
Brosimun sp.	Lechero	43,908. 35	建設用、合板
	Other species	844,659. 69	-
合計		3,689,180.19	

生産量は、本事業で収集した情報に基づき推定

エクアドルの林業生産に関する一貫性のあるデータは存在しない

5

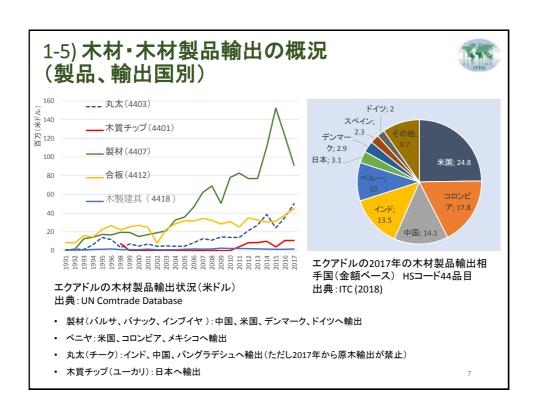
1-4) 森林認証

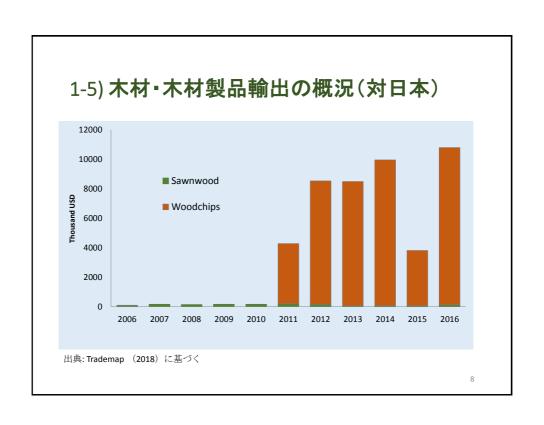


- FSC-FM認証面積(57,000ha): すべて植林地で、認証を受けた天然林管理はない
- 植林地面積の39%がFSC-FM認証を受ける(4事業者)
- FSC-管理木材:バルサとユーカリ

エクアドルの森林認証面積(2018年)

認証の種類	認証数	認証面積(ha)
FSC -FM	4	57,466.09
FSC -CW	2	-
FSC-CoC	17	-





2. 木材の伐採-輸送



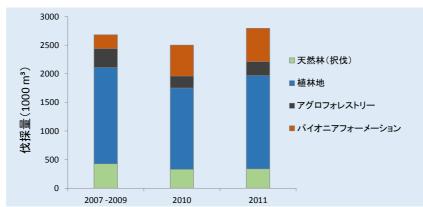
2-1) 合法的な木材の供給源と関係政府機関

- 木材供給源
 - ▶ 植林地(私有地)
 - 天然林(私有地):持続的森林管理(択伐)、簡易森林管理計画 (択伐)、土地利用転換(皆伐)
 - ▶ その他:パイオニア・フォーメーション(自然倒木、インフラ開発)、アグロフォレストリー
- 関係政府機関
 - ▶ 農水産省:植林地とアグロフォレストリーの伐採・輸送許可
 - ▶ 森林局(環境省):天然林の伐採・輸送許可
 - GAD(Gobierno Autónomo Descentralizado): 県レベルの森林 管理・保全計画の策定・実施・モニタリング

9

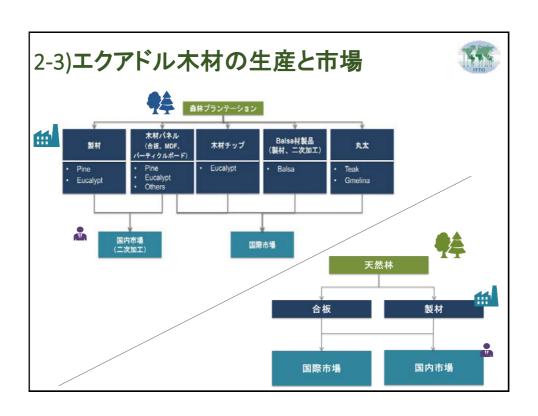
2-2) 木材供給源毎の伐採量





木材供給源毎の生産量(2007年~2011年) 出典: Palacios and Malessa (2013)

> 土地利用転換からの木材量は統計情報なし 植林地:産業用木材の総供給量の約50%を占める



2-4) 植林地の伐採 プロセス 内容 ① 植林地登録 ・ 植林地の登録は義務ではないが、伐採許可、植林補助金申請に必要 ・ 植林地の登録には、土地所有や納税者番号(RUC)等の書類が必要 ② 森林インベントリと・ 農水産省のガイドラインに基づく ・ 事業者はインベントリに基づいて、年間伐採計画を作成 ③ 農水産省専門家による検査 ・ 現地検査:管理計画とインベントリーの検査 ④ 伐採許可の発行 ・ 専門家の報告に基づき農水省は伐採許可(最長1年間)を発行



植林地登録証

登録番号、植林地所有者、植林地面 積、位置情報等が含まれる



伐採許可証(植林地)

伐採プログラム番号、伐採区画面 積、樹種と許可された伐採量、有効 期限等

13

2-5) 天然林の伐採



プロセス

内容

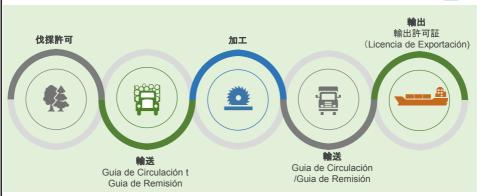
- ① 統合的森林管理 計 画 (Integral Management Plan)の作成
- ① 統合的森林管理 持続可能な森林管理計画(PAFSUs):択伐、中~大規模、 計 画 (Integral 有効期間(2年)
 - 簡単管理計画(PAFSI): 択伐、小規模(1区画)、有効期間 (5年)
 - 土地利用転換(ZCL):皆伐、天然林(総面積の30%以下)、 1年間有効

森林インベントリ

- 商業用樹木はすべて直径と樹高を計測し、位置情報を記録(ZCLは樹種と量のみ)
- ② 森林監督官による 検査
- 管理計画の現地検査:計画とインベントリ検査
- 検査強度:PAFSUsとPAFSIは区域の25%、ZCLは区域の100%
- ③ 伐採許可の発行
- 専門家の報告に基づき環境省は伐採許可(最長1年間)を 発行 ₁₄

3. 木材の輸送・加工・輸出までの流れ





- すべての事業者は森林管理システム(SAF)に登録(植林地の場合はSPF)
- <u>輸送許可(Guía de Circulación)</u>: 伐採許可に基づき、環境省(天然林)または 農水省(植林地)がオンライン発行(72時間有効)
- <u>インボイス(Guia de Remisión)</u>: すべての木材製品の輸送に必要
- 加工場の登録:木材製品の加工、販売、保管を行う施設はすべて環境省に登録が必要
- 加工業者の報告:環境省への収支情報の報告義務(年2回)
- <u>輸出許可証</u>: 木材製品の輸出には環境省(天然林由来製品) または農水省(植林 地由来) がオンライン発行



4. 輸出に関する法制度





- ・国税庁(IRS)に登録し、企業納税者番号(RUC)を取得
- エクアドル中央銀行による証明書発行
- ECUAPASSシステムで輸出業者として登録、輸出税関申告 (DAE)の取得

17

木材製品の輸出に必要な文書



必要書類	内容	発行機関
インボイス	購入処理を示す商業文書	輸出者
輸出許可 (Licencia de Exportación)	伐採許可に示された原産地、製品の種類、サイズ数量を記載	農水省(植林地)または環境省(天然 林)
梱包リスト		輸出者
原産地証明	輸出先の税関の要件を満たすため	貿易省
植物検疫証明書		動植物衛生管理局
船荷証券(BL/CRT/AWB /TIF)		輸送/海運業者
(必要に応じて)燻蒸証明 書		登録している民間企業
CITES輸出許可証	取引業者がワシントン条約附属書掲載の木材 種を輸出する際に必要	CITES管理当局 (環境省国家生物多様性局)







検疫証明書



輸出許可証

- 製品所有者と事業者情報
- 伐採プログラム番号
- 港、輸送手段情報
- 製品情報(製品タイプ、樹種、量)

CITES許可証

1

5.リスク関連情報



<不明瞭な土地所有権>

- 約60%の土地が適切な土地所有権の登録を行っていない(USAID 2012)
- 先住民と入植者は、エクアドル・アマゾン地域の森林面積60%(630万ha)を慣習的に所有(Oxfam, 2007)。

<森林管理計画・インベントリ>

- 55件の違反(2004~2010年):森林管理計画・インベントリに関する 虚偽情報(樹種名、材積)や輸送許可の売買等(エクアドル環境省, 2010)
- <u>木材ロンダリング</u> (Mejia and Pacheco, 2013)
- <u>小規模伐採業者とインフォーマルな林業セクター</u>(NEPCon, 2017)
- 現場検査の課題
- 短期的な森林管理計画
- 土地利用転換(農地や放牧地)と開発プロジェクトに起因する高い 森林減少率

6. まとめ



- ・エクアドルの木材製品輸出は増加傾向:日本への木材チップ
- アマゾン天然林由来の木材は国内マーケットが主流
- 伐採量に関すると統計情報の不足: 土地利用転換、小規模伐 採業者、契約植林地農家
- <u>輸出許可証に示された伐採許可プログラム番号について確認</u>が重要
- ・ 米国の輸入業者はFSC認証を求める場合が多い
- エクアドルに関する関連情報
 - ☐ Timber Trade Portal: http://www.timbertradeportal.com/countries/ecuador/
 - NEPCon: https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-ecuador





「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)

ブラジル

藤崎泰治 国際熱帯木材機関(ITTO)

2019年3月8日

INTERNATIONAL TROPICAL TIMBER ORGANIZATION (ITTO)

アウトライン

- 1. ブラジルの概況
- 2. 木材の伐採と搬送に関する法制度
- 3. 木材の輸出に関する法制度
- 4. リスク関連情報
- 5. まとめ



C社植林地 (2018年10月1日)



1. ブラジルの概況



1-1) 森林資源

- 国土面積: 851万ha(世界 第5位)
- 世界2位の森林面積: 天然 林(485.8 百万ha); 植林地 (7.7 百万ha)
- 植林面積:72%(ユーカリ);20%(松)
- 土地所有:公有地 (61.8%);私有地(20.6%); 不明(17.6%)



ブラジルの森林植生分布(STCP 2018)

1-2) 林業セクター



- GDPの1.1%(2011年)
- 森林行政:環境省(MMA);環境・再生可能天然資源院 (IBAMA);ブラジル森林局(SFB);州環境局(SEMA)
- 植林地(全森林面積の1.5%)からの伐採量は天然林伐採 量の約5倍(2016年)
- 木材(天然林)のほとんどは私有林から生産:マトグロッソ州とパラ州(約70%を占める)
- 禁止:天然林丸太の輸出;ブラジルナッツノキ (Bertholletia excels) およびゴムノキ(Hevea spp.)の(天然林)伐採



1-2) 林業セクター: 主要な商業用樹種

天然村	植林樹種	
般的な商業用樹種: Maçaranduba (Manikara huberi); Angelim (Dinizia excelsa.); Cupiúba (Goupia coubaril.); Jatobá (Hymenea coubaril); Cedrinho (Erisma uncinatum); Amapa (Brosimum utile); Cumaru (Dipteryx odorata.); Faveira (Parkia spp.); Garapa (Apuleia leiocarpa).	##: - Pine trees (Pine sp.); - Eucalyptus (Eucalyptus sp.); - Pasinosus); - Spp.). Continus (Eucalyptus sp.). Continus (Eucalyptus sp.). Continus spp.). Continus sp	也樹種: p.); ak (Tectona p.); rica chizolobium nazonicum); abber wood evea asiliensis).

1-3) 森林認証



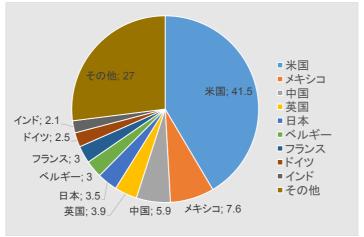
- FSC-FM認証: 天然林(120万ha); 人工林(480万ha)
- ・ 人工林の約61%がFSC-FM認証を取得
- CERFLOR(ブラジルの森林認証プログラム): PEFCの承認
- FSC と PEFCの ダブル認証: 250万 ha (2016年)

ブラジルの森林認証面積(2018年)

認証タイプ	認証面積(ha)	認証数	CoC認証数
FSC(2018年)	6.601.911	1,126	1016
CERFLOR/PEFC (2017年)	3.072.628	48	50

1-4) 木材・木材製品貿易の概況 (輸出相手国)

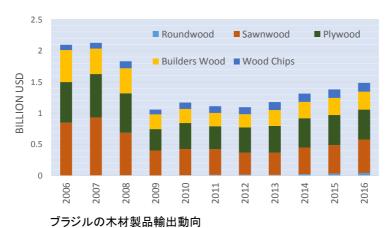




ブラジルの2017年の木材製品輸出相手国(金額ベース): HSコード44品目出典:ITC (2018)

1-4) 木材・木材製品貿易の概況 (製品タイプ別の推移)



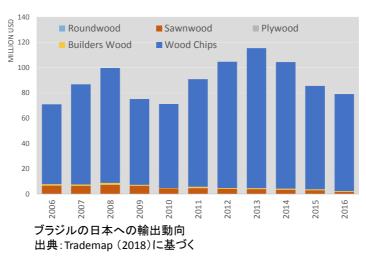


- 製材、合板、床材等の輸出: 米国、メキシコ、中国、EU
- 木材パルプ、チップ輸出: EU、日本

出典: Trademap (2018)に基づく

1-4) 木材・木材製品貿易の概況 (日本向け輸出)





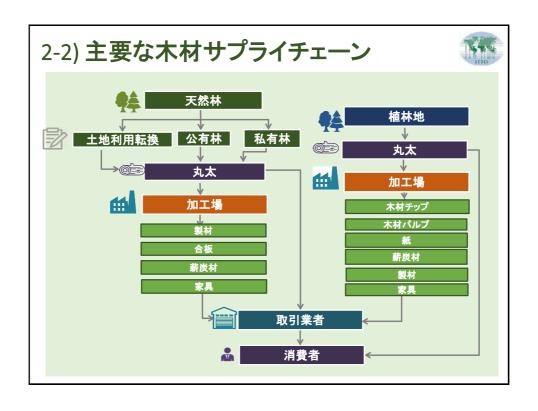
・ 日本への輸出状況: 木材チップ(ユーカリ)

2. 木材の伐採-輸送

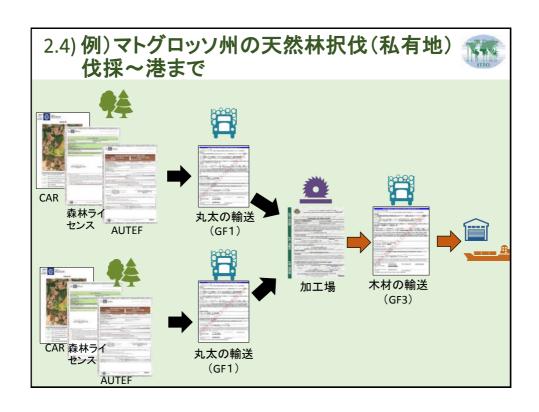


2-1) 合法的な木材の供給源

- 植林(私有地):天然林伐採量の5倍
- 天然林持続的森林管理:択伐(私有地)
- 天然林コンセッション:択伐(公有地)
- 土地利用転換:皆伐 天然林木材供給の約6-7%
- 輸入(丸太、製材等):ボリビア、パラグアイ、アルゼンチン等:国内生産量の0.01%(丸太)、0.15%(製材)



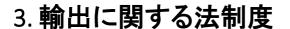
















- ・ 貿易統合システム (SISCOMEX)によるオンライン管理
- 輸出・輸入業者としての登録(RADAR)
- HSコードと輸送許可証(DOF/GF3:天然林)、CITES許可証
- リスクに応じた税関手続き:天然林木材製品に対しては、文書と貨物 検査を実施

天然林由来の木材製品の輸出に必要な文書 発行機関 必要書類 内容 インボイス 購入処理を示す商業文書 輸出者 木材および製材品の内容と由来を明らかにする 輸送証(DOFまたはGF3) IBAMAまたはSEMA 港まで輸送するために必要 取引業者がワシントン条約附属書掲載の木材種をワシントン条約管理当局 CITES輸出許可 輸出する際に必要 (IBAMA) SISCOMEXの登録 CFOは植物、植物製品、その他規制物品の委託が 検疫証明書(CFO)および統合原 SEMA 決められた輸入衛生要件を満たし、適切な証明書 産地衛生検疫証明書(CFOC) (許可を受けた業者が提出) による証明に準拠していることを明らかにする 地域を管轄する税関事務所 輸出品出荷申告書 輸出業者が港にて記入・提出する税関申告書 (出荷申告書(シスコメックス が割り当てる番号を記載)) 梱包リスト 輸出者 船会社あるいは船会社代理 船荷証券(Bill of Landing) 品物の出荷時に必要

NA STATE OF THE PARTY OF THE PA

4.リスク関連情報

く土地権>

• リーガル・アマゾン地域の3億ha(53%)は所有権が不明(農業国勢調査 2006年)

< 先住民の慣習的テリトリー>

- FUNAI(国家先住民基金):472の先住民テリトリーを認証(国土の13%) http://www.funai.gov.br/index.php/indios-no-brasil/terras-indigenas
- グーグルマップやグーグルアースでテリトリーを確認できる。

<違法な森林減少:土地利用転換>

- 2013-2017年にかけて3.2百万haの森林が減少。その内、約70万ha (21%)が違法な森林減少(INPE and MCTI, 2018)
 - →違法に伐採された木材の存在



く森林伐採>

- 木材ロンダリング:森林管理計画、インベントリーの虚偽情報 (樹種、量)(Yellow Ipe, Pink Ipe, Mahogany等の高級樹種)
- 労働法に違反した企業リスト(労働省):2018年に165社がリストに(内13社が伐採業者)

http://www.prt5.mpt.mp.br/images/Lista Suja 2018.pdf

く政府機関による法執行とモニタリング>

- アマゾン地域での製材所の検査実施状況と法遵守の課題 (SFB 2014)
- 森林管理のモニタリング能力: 広大な森林面積と担当機関・州政府の制度・能力の違い: コンセッション(第3者検証)、私有地 (州環境局による衛星を使ったモニタリングと現場検査)

5. まとめ



- 伐採ー輸送ー加工—販売までの情報のオンライン統合管理が図られる: SINAFLORの運用状況の把握が重要
- 州毎の把握が重要:制度、実施・モニタリング能力は州によって異なる
- ・天然林木材の輸出:DOFまたはGF1を購入先が要求する事例
- パルプ製品の輸出: DCC(商業伐採証明)を購入先が要求する事例
- ・ブラジルの関連情報
 - NEPcon: https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-brazil
 - BVRio Responsible Timber Exchange: https://www.bvrio.com/plataforma/plataforma/madeira.do?language=en-us

 - ☐ Timber trade portable http://www.timbertradeportal.com/countries/brazil/





「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)

ラオス

山ノ下麻木乃 公益財団法人地球環境戦略研究機関

2019年3月8日

INTERNATIONAL TROPICAL TIMBER ORGANIZATION (ITTO)

1 ラオスの概況

1-1ラオスの森林

• 森林国だが深刻な森林減少

森林率:1940年代に70% →2010年に58%

• 森林モニタリングシステムが 最近開発された



	2000	2005	2010
森林面積 (1,000ha)	13,915	13,798	13,430
森林率	60.4 %	59.8 %	58.3 %



- 土地利用区分としての森林
 - すべての天然林は国有
 - 住民一人当たり3haの森林の利用を許可
 - それ以上は貸与・コンセッションの申請必要
 - 森林区分と村落エリア・コンセッションとの重複 が問題

ラオスの森林土地利用区分の面積 (Flint 2018)

757 70 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75					
	面積 (1000 h	na)	森林被 覆率	村落数	
保全林	3,878	(17 %)	67%	340	伐採不可
保護林	7,482	(32%)	35%	1,896	水源林等
生産林	3,113	(14%)	45%	662	木材生産と住民の生計の ため森林管理計画に基づ き伐採される
森林以外	7,177	(31%)	27%	5,650	

• 植林地

- 民間企業に植林のための土地保有権をコンセッションとして付与
- 村落世帯の植林は主に慣習権のある土地・私 有地

ラオスの植林地面積の推定(コンサルタント作成)

	コンセッション 登録面積 (ha)	村落世帯 植林地 (ha)
ユーカリ	109,463	
アカシア	8,838	
ゴム	215,855	49,000
ゴムとその他生産 混合	17,200	
チーク	0	49,338
合計	351,356	98,448

• 認証林

- FSC 認証林は3カ所
- FSC認証木材加工事業者は2社
- 国有生産林の認証面積を230,000 haに 増やす計画あり(世界銀行支援)

ラオスのFSC認証林面積 (FSC 2018)

所有者	樹種	面積 (ha)
農林業省生産林	天然林内のラタン	10,949
Stora Enso Lao	アカシア・ユーカリ・チーク	3,631
Burapha Agroforestry	ユーカリ・チーク	3,430

ラオスのFSC木材加工事業者 (FSC 2018)

所有者	製品
Danlao Company	ラタン家具等
Burapha Agroforestry	粗木、無垢材、建築用材、家具等

首相令第15号(2016):

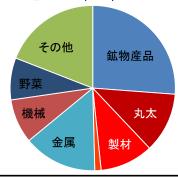
木材伐採管理と検査、木材輸送とビジネスの厳密性強化について

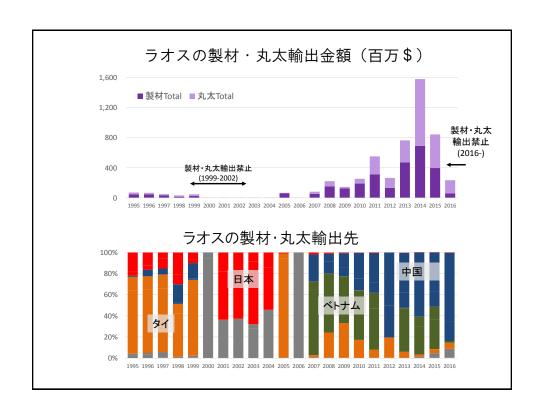
- 違法伐採と密輸対策
- 天然林の伐採禁止
 - 政府に許可された開発による転換のみ可能
- 天然林からの丸太・製材の輸出禁止
- ラオス国内で最終加工された製品のみ輸出可能
 - PMO Notification 2035/2017
 - 天然林木:合板、内装材、ペレット、炭等
 - 植林木:製材、ベニア、チップ、炭等

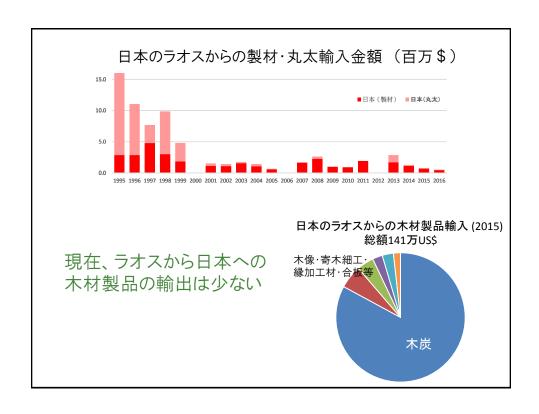
1-2 ラオスの木材製品生産と貿易

- 木材製品はラオスの主要な輸出産品
- ラオスの木材製品生産・貿易に関するデータの 脆弱性が指摘されている
- 丸太・製材はラオスの主要な輸出産品だった

ラオスの輸出産品 (2015) 総額3.8億US\$







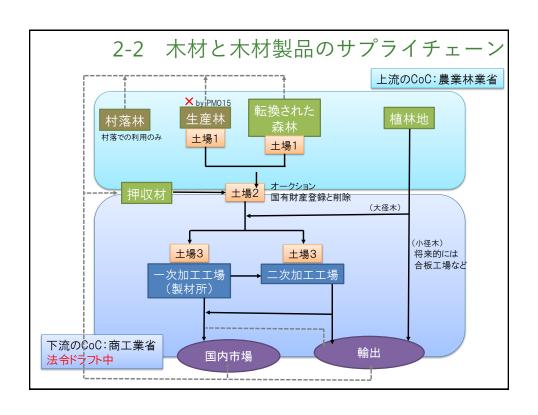
2 ラオスの森林関連の法令

概況:

- 木材の伐採・輸送、木材の加工と輸出に関する法令制度が多数存在しているが、その関係が体系的に整理されていない
- 法令・制度の実際の施行が困難な状況

2-1 ラオスの木材のソース

ソース	説明	リスク関連情報
生産林	森林管理計画に基づき管理される 国有林	管理が不十分 現在伐採不可
転換された 森林	インフラ開発のために転換された 森林 国民議会の承認必要	現在の天然林材の主なソース 規則の実施(伐採クオータ設定)に問題
植林地	コンセッション、貸与地 チーク・ユーカリ・アカシア	住民問題リスク
村落林	森林分配制度の下、村落エリア内で村落管理の下にある天然林。	村落での使用のみ許可、一部市場に流出
押収材	押収された材で政府による競売を 経て合法材と認識される	合法材化プロセスの不透明 性



2-3 ラオス輸出時に必要な書類

必須書類		
売買契約書	国有資産事務所に登録済みのもの	
製品リスト/梱包明細書	業者が発行し署名済みのもの	
コマーシャルインボイス		
税関申告書		
付加価値税納付領収書		
荷積検査証明書(ラオ語)	「コンテナ荷積み前の木製品の認証手続に 関する命令2143/MOIC. DIMEX(2016)」に規 定されているフォーム(IC-01)	
CITESライセンス		
必要に応じて求められる裏付け資料		
原産地証明書		
植物検疫証明書		

- ・ 実際の実施状況については不明
- 商工省は「最終土場から輸出までのCoCに関する決定(案)」を準備中

2-4 ラオスの保護樹種に関する規定

- 森林法(2007)で「禁止樹種」「特別樹種」「管理樹種」が定められている
 - これらの区分の定義は不明瞭
 - 「禁止樹種」にも伐採基準が定義(農林省決定0016)
 - 禁止樹種は実際に輸出されている
 - CITESリストとの矛盾が指摘、改善予定

例:ベトナムに丸太で輸出された樹種

Siamese Rosewood タイローズウッド	Dalbergia cochinchinensis (禁止樹種)	
Burma Padauk ビルマパドゥク、カリン	Pterocarpus macrocarpus (禁止樹種)	
Keruing ケルーイング	Dipterocarpus alatus, D. costatus, D. spp.	
White Meranti ホワイトメランチ、メラピ	Shorea roxburghii	
Crape Myrtle クレープマートル	Lagerstroemia paniculata	
White Seraya ホワイトセラヤ	Parashorea stellata	
Chengal Batu ギアム	Hopea ferrea	
Teak チーク	Tectona grandis	

2-5 ラオスの木材合法性の確認の現状

- 木材合法性の定義が不明瞭
 - 林業法(2007)をはじめ200以上の関連法令
 - 複雑に関係しているが未整理、整合性ある実施を困難に
- 木材合法性証明システムが機能していない
 - Chain of Custody (CoC)関連法令間の整合性がなく、実施が困難
- ラオスの森林ガバナンスの弱さ
 - 信頼できるデータが不在(=モニタリング能力が弱い)
 - 透明性、説明責任の担保が限られており、法制度の実施に 問題、汚職の指摘 (Chatman House)
- 現状、ラオスの木材製品の合法性を確認することは非常に困難
- EUとのFLEGT-VPA交渉のもと、状況改善が取り組まれている

3ラオスとEUのFLEGT

(森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する行動計画)

2003年:EUはFLEGT行動計画制定

目的:違法伐採による深刻な環境的、経済的、社会的影響

に対処。

対象:森林セクターの違法性が高く、ガバナンスがしっか

りしていない生産国

2010年:ラオス政府がFLEGT VPA(自主的二国間合意)

への興味を示す

2012年: VPA交渉開始を宣言

2017年、2018年に交渉実施

2019年に再交渉予定

2021年:VPA締結見込み(共同実施委員会がシステム

の実施と評価を監視)

2024年:FLEGTライセンス発行見込み

3-1ラオスのFLEGT-VPAプロセス

- 1. VPAのための交渉(2015-2021)
 - ▶ 木材合法性の定義
 - サプライチェーン管理システム
 - ▶ 検証
 - ▶ 独立モニタリング
 - ▶ 情報開示
 - ▶ その他
- 2a. VPA署名
- 2b. VPAの試行(2021-2023)
- 3. FLEGTライセンス発行(2024)
- 4a. VPAプロセスとFLEGTライセンスに基づく木 材伐採・輸送・加工・輸出
- 4b. EU加盟国はFLEFTライセンスの木材のみ取り扱う

3-2 ラオスの木材合法性定義(FLEGT-VPA) (TLDs: Timber Legality Definitions)

• TDLは、森林資源、伐採、輸送、加工、貿易に関する既存のラオス法令を整理したフレームワーク

TDL 1	生産林地	TDL 5	押収材
TDL 2	転換された森林	TDL 6	輸入材
TDL 3	植林地	TDL 7	労働に関する義務
TDL 4	村落林	TDL 8	木材加工と貿易

- それぞれのTDLで、原則・基準・指標・証明書・ 根拠となる法令を明確化
 - 原則と基準:合法性証明システムでカバーされるべき法的要求の対象と概要
 - 指標:遵守するべき具体的な項目
 - 証明書:それぞれの指標について遵守したことを 証明する証拠となるもの。検証機関はこの証明書 に基づき、指標が遵守されたか確認する

例:転換された森林からの木材合法性の定義 (TLD 2)

原則	主な基準	主な証明書
転換の承 認とコン セッション 合意	森林の転換がStanding Committee of National Assemblyで承認されている(面積によって環境社会影響調査の要求が異なる)	Standing Committee of National Assemblyの採択
インベント リと伐採	・ 県農林事務所作成の伐採計画の政府承認・ 県農林事務所と伐採業者の契約・ 伐採業者が伐採と社会環境影響評価を報告・ 土場2で林業技術官は丸太を計測し評価しマークを付ける	・ 首相から農林省へのレター・ 契約書・ 各種報告書・ 土場2ログリスト
木材販売	入札委員会(農林省・商工省・財務省)がログリストに基づき透明性のある競売を実施ログリストの木材の国有材登録と削除	入札公示、売買契約書、領収書 書
木材輸送	土場1で林業技術官が丸太をマークし、数量を記録する土場2で林業技術官が丸太にスタンプする購入者は輸送前にすべての必要書類を揃える	 土場1ログリスト 土場2ログリスト 領収書、国有財産登録削除のレター、ログリスト、県農林事務所の輸送許可書

3-3 ラオスFLEGTにおける合法性証明システム (TLAS: Timber Legality Assurance System)

- TLDsで法令が明確にされ、合法的な林業が実施された場合、すべての法令が論理的でリンクされた整合性のある一連のつながりとして遵守されていること(CoC: Chain of Custody)をモニター、確認、検証するシステムが必要となる
- TLASの機能
 - 木材合法性定義の遵守の証明
 - 木材サプライチェーンのコントロールと遵守の証明
 - 不遵守が発見された場合の管理
 - FLEGTライセンス発行
 - 独立したモニタリング

4まとめ

- 日本のラオスからの木材製品輸入は、現在少ない
- ラオスでは現在、天然林の伐採と輸出が禁止、国内で加工された木材製品のみ輸出可能
- ラオスでは木材合法性の確認は困難な状況
 - 森林ガバナンスの問題
 - 各木材ソースでリスクが残る
 - CoC管理が未整備であるので追跡困難
 - FSC認証材は追跡可能だが、現在、3森林地(植林地と ラタン生産地)と2加工工場のみ
- EUとのFLEGT-VPA交渉のもとで改善が進んでいる
 - ライセンス発行予定は2024年
 - 将来、ラオスのすべての木材製品の生産と貿易に適用 される(?)